

- 第 7 款 精神保健福祉センター (第162条の 2 - 第170条)
- 第 8 款 希望が丘学園 (第171条 - 第173条)
- 第 9 款 児童相談所 (第174条 - 第177条)
- 第10款 食肉衛生検査所 (第178条 - 第180条)

第 5 節 文化環境部に属する出先機関

- 第 1 款 環境研究センター (第181条 - 第183条) 」

を

- 「 第 2 款 衛生研究所 (第144条 - 第147条)
- 第 3 款 幡多看護専門学校 (第148条・第149条)
- 第 4 款 食肉衛生検査所 (第150条 - 第152条)

第 4 節の 2 地域福祉部に属する出先機関

- 第 1 款 療育福祉センター (第153条 - 第156条)
- 第 2 款 精神保健福祉センター (第157条・第158条)
- 第 3 款 希望が丘学園 (第159条・第160条)
- 第 4 款 児童相談所 (第161条 - 第180条)

第 5 節 文化生活部に属する出先機関

- 第 1 款 削除 」

に、

- 「 第 1 款 大阪事務所 (第189条の 2 - 第189条の 4)
- 第 1 款の 2 名古屋事務所 (第189条の 5・第189条の 6)
- 第 2 款 計量検定所 (第190条 - 第193条)
- 第 3 款 高等技術学校 (第194条 - 第222条の 2)
- 第 7 節 観光部に属する出先機関 (第222条の 3・第222条の 4) 」

を

- 「 第 1 款 工業技術センター (第190条 - 第193条)
- 第 2 款 紙産業技術センター (第194条 - 第197条)
- 第 3 款 海洋深層水研究所 (第198条・第199条)
- 第 4 款 大阪事務所 (第200条 - 第202条)
- 第 5 款 名古屋事務所 (第203条・第204条)
- 第 6 款 計量検定所 (第205条・第206条)
- 第 7 款 高等技術学校 (第207条 - 第209条)

- 第 7 節 観光振興部に属する出先機関 (第210条・第211条) 」

に、

- 「第 1 款 農業振興センター (第222条の 5 - 第222条の 8)
- 第 1 款の 2 農業大学校 (第223条 - 第226条) 」

を

- 「第 1 款 農業振興センター (第212条 - 第215条)
- 第 1 款の 2 農業技術センター (第216条 - 第222条)
- 第 1 款の 3 農業大学校 (第223条 - 第226条) 」

に、

- 「第 3 款 削除
- 第 4 款 病害虫防除所 (第233条・第234条) 」

を

- 「第 3 款 病害虫防除所 (第229条・第230条)
- 第 4 款 畜産試験場 (第231条 - 第234条) 」

- に、「第242条」を「第238条」に、
- 「第 9 節 森林部に属する出先機関 (第243条 - 第248条)

第10節 海洋部に属する出先機関

- 第 1 款 栽培漁業センター (第249条・第250条) 」

を

「第 9 節 林業振興・環境部に属する出先機関

- 第 1 款 森林技術センター (第239条 - 第242条)
- 第 2 款 林業事務所 (第243条 - 第246条)
- 第 3 款 環境研究センター (第247条・第248条)

第10節 水産振興部に属する出先機関

- 第 1 款 内水面漁業センター (第249条・第250条)
- 第 1 款の 2 水産試験場 (第250条の 2 - 第250条の 5) 」

に、

「第11節 産業技術部に属する出先機関

- 第 1 款 工業技術センター (第252条の 2 - 第252条の 5)
- 第 2 款 紙産業技術センター (第252条の 6 - 第252条の 9)
- 第 3 款 農業技術センター (第252条の 10 - 第252条の 13)
- 第 4 款 畜産試験場 (第252条の 14 - 第252条の 17)
- 第 5 款 森林技術センター (第252条の 18 - 第252条の 21)
- 第 6 款 海洋深層水研究所 (第252条の 22・第252条の 23)
- 第 7 款 内水面漁業センター (第252条の 24・第252条の 25)
- 第 8 款 水産試験場 (第252条の 26 - 第252条の 29)

- 第12節 土木部に属する出先機関 」

を

- 「第11節 土木部に属する出先機関 」

に、「第13節」を「第12節」に改める。

第 7 条の表中

総務部	総務企画課	
	法務課	
	秘書課	
	県政情報課	
	行政管理課	
	人事課	
	職員厚生課	
	財政課	
	税務課	
管財課		

を

政策企画部	企画調整課	物部川の明日を考えるチーム
	政策推進課	
	地方分権推進課	
	私学・大学支援課	
	市町村振興課	
	市町村合併支援課	
	地域づくり支援課	地域生活支援チーム
	鳥獣対策課	
	交通政策課	
	人権課	
	情報政策課	
	統計課	

を

総務部	秘書課	
	政策企画課	
	広報広聴課	
	法務課	
	行政管理課	
	人事課	
	職員厚生課	
	財政課	執行管理室
	税務課	
	市町村振興課	
	分権広域行政課	
	統計課	
	管財課	

に、

を

健康福祉部	健康福祉企画課		
	保健福祉課	地域保健福祉推進チーム	
	医療業務課		
	医師確保推進課		
	健康づくり課	生活習慣病対策チーム	
	高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム	
	障害保健福祉課	障害者就労支援チーム	
	こども課	少子化対策チーム	
	福祉指導課		
	国保指導課		
	食品・衛生課		
	文化環境部	文化環境企画課	
		環境共生課	
環境対策課			
文化・国際課			
	県民生活・男女共同参画課		

を

健康政策部	健康長寿政策課	
	医療業務課	
	医師確保推進課	
	国保指導課	
	健康づくり課	生活習慣病対策チーム
	食品・衛生課	
	理事（医療センター担当）所管	医療センター経営対策課
	地域福祉部	地域福祉政策課

	高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム
	障害保健福祉課	障害者就労支援チーム
	児童家庭課	
	少子対策課	
	福祉指導課	
文化生活部	資源・エネルギー課	
	文化・国際課	
	県民生活・男女共同参画課	
	私学・大学支援課	
	鳥獣対策課	
	人権課	
	情報政策課	
産業振興推進部	計画推進課	
	地産地消・外商課	食品加工推進室
	地域づくり支援課	
理事（交通運輸政策担当）所管	運輸政策課	
	公共交通課	

に、

商工政策課	海洋深層水推進室
-------	----------

を

商工政策課	
工業振興課	海洋深層水推進室

に改め、

県産品ブランド課	
----------	--

を削り、「雇用対策チーム」を「雇用対策室」に、「観光部」を「観光振興部」に、「花・人・土佐であい博推進課」を「土佐・龍馬であい博推進課」に、「園芸流通課」を「産地づくり課」に、「地産地消課」を「流通支援課」に、

森林部	森林政策課	
	森づくり推進課	
	林業改革課	
	木材産業課	
	治山林道課	
海洋部	海洋政策課	県一漁協支援チーム
	漁業管理課	
	水産振興課	
	漁港漁場課	
産業技術部	産業技術振興課	
	研究開発課	
	知的財産課	

を

林業振興・環境部	林業環境政策課	
	森づくり推進課	
	林業改革課	
	木材産業課	木材販売促進チーム
	治山林道課	
	環境共生課	
	環境対策課	
水産振興部	水産政策課	
	漁業管理課	
	漁業振興課	
	合併・流通支援課	
	漁港漁場課	

に改める。

第 9 条を次のように改める。
(地域産業振興監駐在所)

第 9 条 地域における産業振興等を推進するため、次の表に掲げる各地域に地域産業振興監駐在所を置く。

地域名	駐在所位置
安芸地域	安芸市
物部川地域	香美市
嶺北地域	長岡郡本山町
仁淀川地域	土佐市
高幡地域	須崎市
幡多地域	四万十市

第10条の2を削る。

第11条の見出しを「(観光政策課員駐在所)」に改め、同条中「観光振興課が」を「観光政策課が」に、「に観光振興課員駐在所」を「並びに香川県高松市に観光政策課員駐在所」に改める。

第11条の2を削る。

第13条を次のように改める。

(秘書課)

第13条 秘書課の分掌事務は、秘書に関する事務とする。

第15条及び第16条を削り、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(政策企画課)

第14条 政策企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県議会に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
- (2) 県の重要政策の立案及び推進に関すること。
- (3) 県行政の総合調整に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
- (4) 庁議、政策調整会議及び企画会議の運営に関すること。
- (5) 全国知事会及び四国知事会に関すること。
- (6) 四国4県連携事業に関すること。
- (7) 地方拠点都市地域の整備に関すること。
- (8) 振興拠点地域の整備に関すること。
- (9) 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に関すること。
- (10) 東京事務所に関すること。
- (11) 高知県こうちふるさと寄附金基金その他「こうちふるさと寄附金」に関すること。

(広報広聴課)

第15条 広報広聴課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 公文書の作成、保存及び管理に関すること。
- (4) 高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)に関すること。
- (5) 情報の公開に関すること。
- (6) 個人情報保護に関すること。
- (7) 県史編さんに関すること。

(8) 県民室の管理に関すること。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第19条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関すること。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 県議会の議決、同意及び承認並びに県議会への報告を要する事項に関すること。

第23条第6号中「及び高知県退職手当基金」を「高知県退職手当基金及び高知県地域活性化・生活対策臨時基金」に改め、同条に次の6号を加える。

- (7) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
- (9) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関すること。
- (10) 部内の事務の総合調整に関すること。
- (11) 部内の庶務に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (12) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第24条第4号を次のように改める。

(4) 地方法人特別税に関すること。

第26条及び第27条を削る。

第2章第2節第2款を削る。

第25条第6号中「属するもの」を「属する事項」に改め、第2章第2節第1款中同条を第28条とし、第24条の次に次の3条を加える。

(市町村振興課)

第25条 市町村振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治の振興に関すること。
- (2) 市町村その他の地方公共団体の行政及び財政に関すること。
- (3) 市町村の地方交付税に関すること。
- (4) 市町村の起債に関すること。
- (5) 市町村税に関すること。
- (6) 市町村の人材育成に関すること。
- (7) 選挙管理委員会に関すること。
- (8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に関すること。

(分権広域行政課の分掌事務)

第26条 分権広域行政課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方分権に関すること。
- (2) 定住自立圏構想に関すること。
- (3) 市町村合併への支援その他市町村合併に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
- (4) 広域行政の推進その他広域行政に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(統計課)

第27条 統計課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 労働力調査に関すること。
- (3) 小売物価統計調査に関すること。
- (4) 家計調査に関すること。

- (5) 個人企業経済調査に関すること。
- (6) 全国消費実態調査に関すること。
- (7) 学校基本調査及び学校保健統計調査に関すること。
- (8) 毎月勤労統計調査に関すること。
- (9) 農林業センサス及び漁業センサスに関すること。
- (10) 工業統計調査及び工業動態統計調査に関すること。
- (11) 商業統計調査及び商業動態統計調査に関すること。
- (12) 特定サービス産業実態調査に関すること。
- (13) 経済センサスに関すること。
- (14) 県民経済計算、市町村経済統計及び産業連関表に関すること。
- (15) 鉱工業生産統計に関すること。
- (16) 統計の普及に関すること。
- (17) 高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、統計調査に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第42条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第2章第2節第3款中同条を第29条とする。

第42条の3を第30条とし、第42条の4を第31条とする。

第2章第2節第3款を同節第2款とする。

第2章第2節第4款の款名中「健康福祉部」を「健康政策部」に改める。

第43条（見出しを含む。）中「健康福祉企画課」を「健康長寿政策課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 保健、医療及び福祉の連携に関すること。

第43条第7号を同条第13号とし、同条第6号を同条第12号とし、同号の前に次の6号を加え、第2章第2節第4款中同条を第32条とする。

- (6) 地域保健に関すること。
- (7) 保健マンパワーの総合調整に関すること。
- (8) 福祉保健所に関すること。
- (9) 保健所に関すること。
- (10) 衛生研究所に関すること。
- (11) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

第44条を削る。

第45条第25号を削り、同条第26号を同条第25号とし、同条を第33条とする。

第46条を第34条とし、同条の次に次の1条を加える。

（国保指導課）

第35条 国保指導課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 高齢者医療制度に関すること。
- (3) 保険医療機関等の指導監査に関すること。

第47条を第36条とする。

第48条から第54条までを削り、第55条を第37条とし、第2章第2節第4款中同条の次に次の1条を加える。

（医療センター経営対策課）

第38条 医療センター経営対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知医療センターの経営対策に関すること。

- (2) 高知医療センターへの負担金及び派遣職員に関すること。
 - (3) 高知医療センターの精神科病棟の整備に関すること。
- 第2章第2節第4款を同節第3款とし、同款の次に次の1款を加える。

第4款 地域福祉部各課の分掌事務

（地域福祉政策課）

第39条 地域福祉政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
- (3) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関すること。
- (4) 部内の事務の総合調整に関すること。
- (5) 地域福祉に関すること。
- (6) 福祉マンパワーの総合調整に関すること。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- (8) ボランティア活動等の振興に関すること。
- (9) 民生委員に関すること。
- (10) 社会福祉協議会に関すること。
- (11) 災害救助等に関すること。
- (12) 福祉に関する事務所に関すること。
- (13) 地域福祉に係る統計に関すること。
- (14) 旧軍人軍属、戦傷病者、戦没者遺族等に支給される恩給、扶助料及び弔慰金等に関すること。
- (15) 旧軍人軍属に関すること。
- (16) 戦傷病者及びその家族に関すること。
- (17) 戦没者及びその家族に関すること。
- (18) 戦没者等の慰霊に関すること。
- (19) 中国残留邦人等に関すること。
- (20) 未帰還者及び引揚者に関すること。
- (21) 北朝鮮拉致被害者支援に関すること。
- (22) 部内の他の課の主管に属しないこと。

（高齢者福祉課）

第40条 高齢者福祉課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者福祉に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 介護保険事業支援計画に関すること。
- (5) 介護支援専門員に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者対策に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

（障害保健福祉課）

第41条 障害保健福祉課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 児童福祉のうち障害児の福祉に関すること。
- (3) 知的障害者福祉に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (5) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に関すること（健康づくり課の主管に属する

事項を除く。)

- (6) 高知県障害者施策推進本部に関する事。
- (7) 障害者の就労支援に関する事。
- (8) 自殺対策に関する事。
- (9) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (10) 特別児童扶養手当に関する事。
- (11) 療育福祉センターに関する事。
- (12) 精神保健福祉センターに関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の福祉に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

(児童家庭課)

第42条 児童家庭課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉に関する事(保育所及び障害児の福祉に関する事項を除く。)
- (2) 児童手当に関する事。
- (3) 高知県児童福祉審議会に関する事。
- (4) 青少年の保護及び健全育成に関する事。
- (5) 高知県青少年問題協議会に関する事。
- (6) 高知県青少年対策推進本部に関する事。
- (7) 児童厚生施設に関する事。
- (8) 児童相談所に関する事。
- (9) 希望が丘学園に関する事。
- (10) 母子、寡婦及び父子福祉に関する事。
- (11) 児童扶養手当に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉並びに母子、寡婦及び父子福祉に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

(少子対策課)

第43条 少子対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少子化対策の企画及び調整に関する事。
- (2) 高知県こども条例(平成16年高知県条例第35号)の推進に関する事。
- (3) こうちこどもプラン(次世代育成支援行動計画)の進行管理に関する事。

(福祉指導課)

第44条 福祉指導課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (3) 社会福祉法人等の指導監査に関する事。
- (4) 社会福祉施設、介護保険施設等の指導監査に関する事。
- (5) 社会福祉行政の実施機関の指導監査に関する事。

第2章第2節第5款の款名中「文化環境部」を「文化生活部」に改める。

第56条(見出しを含む。)中「文化環境企画課」を「資源・エネルギー課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 水資源及びエネルギーに関する事(他の課の主管に属する事項を除く。)

第56条第6号を次のように改める。

- (6) 電源立地地域対策交付金に関する事。

第56条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第2章第2節第5款中同条を第45条とする。

第57条から第60条までを削り、第61条を第46条とし、第62条を削り、第63条を第47条とし、同条の次に次の4号を加える。

(私学・大学支援課)

第48条 私学・大学支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県立大学に関する事。
- (2) 私立学校(私立幼稚園を除く。)、私立専修学校及び私立各種学校に関する事。
- (3) 高知工科大学に関する事。
- (4) 県内の大学及び高等専門学校との連携及び調整に関する事。

(鳥獣対策課)

第49条 鳥獣対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥獣被害対策に関する事。
- (2) 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥獣対策に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

(人権課)

第50条 人権課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の人権施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 高知県人権尊重の社会づくり協議会に関する事。
- (3) 高知県人権施策推進委員会に関する事。
- (4) 隣保館の施設整備及び運営指導に関する事。
- (5) 人権啓発センターに関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

(情報政策課)

第51条 情報政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県情報化計画の総合的推進に関する事。
- (2) 情報システムの調達に関する事。
- (3) 庁内ネットワークの運用管理及びセキュリティに関する事。
- (4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する事。
- (5) 産学官民の連携による地域の情報化の推進に関する事。
- (6) 地域における情報通信基盤の整備に関する事。
- (7) 公共的な情報通信ネットワークの運用に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、情報化の推進に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第64条を削る。

第2章第2節第11款を削る。

第92条(見出しを含む。)中「海洋政策課」を「水産政策課」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第95条(見出しを含む。)中「水産振興課」を「漁業振興課」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 内水面漁業センターに関する事。

第95条第12号及び第13号を次のように改める。

- (12) 水産試験場に関する事。

(13) 漁業指導所に関すること。

第95条第14号を削る。

第95条の次に次の1条を加える。

(合併・流通支援課の分掌事務)

第95条の2 合併・流通支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 漁業協同組合の合併に関すること。
- (2) 水産物の流通及び販売促進に関すること。
- (3) 水産物を取り扱う卸売市場に係る卸売市場法に関すること。
- (4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること（水産物に関するものに限る。）。

第96条第7号中「水産振興課」を「漁業振興課」に改め、同条第8号中「漁港」を「漁港漁場」に改める。

第2章第2節第10款の款名中「海洋部」を「水産振興部」に改め、同款を同節第11款とする。

第86条（見出しを含む。）中「森林政策課」を「林業環境政策課」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 高知県環境審議会に関すること。
- (5) 高知県環境基本計画に関すること。

第86条第13号を同条第15号とし、同条第12号を同条第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (13) 森林技術センターに関すること。

第86条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 部内の事務の総合調整に関すること。

第87条第6号中「森林・林業技術」を「森林及び林業の技術」に改め、同条第7号中「森林・林業」を「森林及び林業」に改める。

第91条を次のように改める。

(環境共生課)

第91条 環境共生課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境行政の総合的推進に関すること。
- (2) 環境学習の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) 地球温暖化対策のための協働の森づくりに関すること。
- (5) 環境及び文化に関する企業等の社会貢献活動に関すること。
- (6) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) 四万十川の総合対策に関すること。
- (9) 四万十川財団に関すること。
- (10) 自然保護行政の指導及び調整に関すること。
- (11) 野生動植物の保護に関すること。
- (12) 自然公園に関すること。
- (13) 高知県自然保護基金に関すること。
- (14) 牧野植物園に関すること。
- (15) 高知県牧野記念財団に関すること。
- (16) こどもの森に関すること。
- (17) 四国のみちに関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、自然環境に関することで他の課の主管に属しない事務の処理

に関すること。

第2章第2節第9款中第91条の次に次の1条を加える。

(環境対策課)

第91条の2 環境対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関すること。
- (4) 特定家庭用機器の再商品化に関すること。
- (5) 公害に係る紛争等の処理に関すること。
- (6) 大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害の調査及び防止に関すること。
- (7) ダイオキシソ類等の化学物質対策に関すること。
- (8) フロン類の回収及び破壊に関すること。
- (9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進等に関すること。
- (10) 土壌汚染対策に関すること。
- (11) 環境研究センターに関すること。
- (12) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関すること。
- (13) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化の推進に関すること。
- (14) 再生利用の推進に関すること。
- (15) 産業廃棄物処理施設（エコサイクルセンター）の設置の支援に関すること。
- (16) エコサイクル高知に関すること。
- (17) 高知県医療廃棄物処理センターに関すること。
- (18) 高知県魚さい加工公社に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び環境に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第2章第2節第9款の款名中「森林部」を「林業振興・環境部」に改め、同款を同節第10款とする。

第76条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第77条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第80条第14号中「青年農業者」を「青年農業者、青年農業者」に改め、同条第15号中「米麦」を「米麦、茶」に改め、同条第17号中「試験研究機関等との連携及び調整」を「試験研究の企画調整」に改め、同条第19号を次のように改める。

- (19) 農業技術センターに関すること。

第81条及び第82条を次のように改める。

(産地づくり課)

第81条 産地づくり課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園芸農業の振興に係る企画立案に関すること。
- (2) 園芸産地の育成に関すること。
- (3) 園芸農作物の専門項目に関する高度先進的な技術及び知識に関すること。
- (4) 食農教育に関すること。
- (5) 農村の集落の活性化に関すること。

(流通支援課)

第82条 流通支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園芸農作物の流通及び販売促進に関すること。
- (2) 野菜、果実及び花きを取り扱う卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号）に関すること。

(3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に関する
こと(合併・流通支援課の主管に属する事項を除く。)

第83条を削る。

第84条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加え、同条を第83条とする。

(7) 畜産試験場に関する事。

第85条第6号中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改め、同条を
第84条とする。

第85条の2を第85条とする。

第2章第2節第8款を同節第9款とする。

第74条(見出しを含む。)中「観光振興課」を「観光政策課」に改め、同条中第4号を削り、第
5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第75条の見出しを「(土佐・龍馬であい博推進課)」に改め、同条中「花・人・土佐であい博推
進課」を「土佐・龍馬であい博推進課」に、「花・人・土佐であい博の」を「土佐・龍馬であい博
の」に、「関すること」を「関する事務」に改める。

第2章第2節第7款の款名中「観光部」を「観光振興部」に改め、同款を同節第8款とする。

第65条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 研究開発及び技術支援に關しての産学官及び他の部との連携に關すること。

第65条第6号から第12号までを次のように改める。

(6) 工業技術センターに關すること。

(7) 紙産業技術センターに關すること。

(8) 海洋深層水研究所に關すること。

(9) 大阪事務所に關すること。

(10) 名古屋事務所に關すること。

(11) 計量検定所に關すること。

(12) 高知県産業振興センターに關すること(計画推進課の主管に属する事項を除く。)

第65条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

第67条を削る。

第66条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 健康福祉事業の推進に關すること。

(3) コンテンツ産業の推進に關すること。

第66条に次の4号を加え、同条を第67条とする。

(5) 県の知的財産に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(6) 職員の職務発明に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(7) 知的財産の創造、保護及び活用の推進に關すること。

(8) 高知県知的所有権センターに關すること。

第65条の次に次の1条を加える。

(工業振興課)

第66条 工業振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工業及び鉱業の振興に關すること。

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)に關すること。

(3) 海洋深層水の有効利用の促進及び関連産業の振興に關すること。

第68条を次のように改める。

第68条 削除

第73条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 高知県緊急雇用創出臨時特例基金及び高知県ふるさと雇用再生特別基金に關すること。

第2章第2節第6款を同節第7款とし、同節第5款の次に次の1款を加える。

第6款 産業振興推進部各課の分掌事務

(計画推進課)

第52条 計画推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部の政策の総合的な企画及び調整に關すること。

(2) 部内の予算、組織及び定数に關すること。

(3) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に關すること。

(4) 部内の事務の総合調整に關すること。

(5) 部内の庶務に關すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(6) 高知県産業振興推進本部に關すること。

(7) 高知県産業振興計画に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(8) 産業振興の推進に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(9) 高知県産業振興センターの産業連携の推進に係る業務に關すること。

(10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

(地産地消・外商課)

第53条 地産地消・外商課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地産地消に關すること。

(2) 農山漁村との交流の促進に關すること。

(3) 地産外商に關すること。

(4) 食品加工の振興に關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(5) 貿易の振興に關すること。

(地域づくり支援課)

第54条 地域づくり支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域活性化対策に關すること。

(2) 中山間地域対策に關すること。

(3) 高知県中山間総合対策本部に關すること。

(4) 過疎対策に關すること。

(5) 離島及び半島振興に關すること。

(6) 山村振興対策に關すること。

(7) 保養地域に關すること。

(8) 浦戸湾東部地域開発に關すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域づくりに關することで他の課の主管に属しない事務の処
理に關すること。

(運輸政策課)

第55条 運輸政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共交通及び物流の総合的な企画及び調整に關すること。

(2) 公共交通体系に關すること。

(3) 二次交通の確保に關すること。

(4) 陸上運輸、海上運輸及び航空運輸に關すること。

(5) フェリーに關すること(他の課の主管に属する事項を除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、物流に關することで他の課の主管に属しない事務の処理に關
すること。

(公共交通課)

第56条 公共交通課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共交通の利用者対策に關すること。

- (2) 中村線、宿毛線、ごめん・なはり線、阿佐東線及び予土線に関する事。
- (3) 軌道及びバスの対策に関する事。
- (4) 航空に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- (5) 土佐くろしお鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に関する事。
- (6) 高知龍馬空港及び高知空港ビル株式会社に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第57条から第64条まで 削除

第97条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。
第111条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。
第112条第16号を同条第18号とし、同条第15号の次に次の2号を加える。

- (16) 住宅の耐震政策に関する事。
 - (17) 長期優良住宅の普及の促進に関する事。
- 第114条第5号中「(昭和58年法律第43号)」を削る。

第115条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。
第120条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第16号中「属するもの」を「属する事項」に改め、同条第15号とし、同条第17号を同条第16号とし、同条第18号を同条第17号とする。

第122条から第124条までを次のように改める。

(設置)

第122条 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県東京事務所（以下「東京事務所」という。）を東京都千代田区に置く。

(所掌事務)

第123条 東京事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の政策についての情報の発信、収集及び調査研究並びに国及び他の地方公共団体等との政策上の連携及び連絡調整に関する事。
- (2) 産業経済の振興にかかわる情報の発信、収集及び調査研究並びに産業経済の振興についての連絡調整に関する事。
- (3) 県内への就業等の促進に関する事。
- (4) 文化、技術等の地域間交流に関する事。
- (5) 県行政を応援する民間活動の推進に関する事。
- (6) 企業誘致の推進に関する事。
- (7) 県産品の販路拡大に関する事。
- (8) 観光の宣伝及び観光客の誘致促進に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県行政の推進に関する事。

第124条 削除

第3章第1節中第122条の前に次の款名を付する。

第1款 東京事務所

第125条の見出し中「県税事務所の」を削り、同条の前に次の款名を付する。

第2款 県税事務所

第126条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地方法人特別税の賦課徴収に関する事。

第128条第1項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地方法人特別税の賦課、徴収及び滞納処分に関する事。

第128条第4項に次の1号を加える。

- (5) 地方法人特別税の賦課に関する事。

第128条第5項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地方法人特別税の徴収及び滞納処分に関する事。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第131条及び第132条 削除

第3章第4節の節名中「健康福祉部」を「健康政策部」に改める。

第140条の見出し中「所管区域」を「所管区域等」に改め、同条第2項中「次条第1項第1号、第4号及び第8号から第10号まで」を「次条第1項第1号、第4号、第6号及び第8号から第10号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

4 中芸広域連合と共通する事務を共同で行うため、安芸郡田野町に高知県安芸福祉保健所員駐在所を置く。

第3章第4節第2款を削る。

第3章第4節第3款中第148条を第144条とし、第149条から第151条までを4条ずつ繰り上げ、同款を同節第2款とし、同款の次に次の1款を加える。

第3款 幡多看護専門学校

(位置)

第148条 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）により設置された高知県立幡多看護専門学校（以下「幡多看護専門学校」という。）の位置は、宿毛市とする。

(所掌事務)

第149条 幡多看護専門学校の所掌事務は、看護師として必要な知識及び技術を習得させることに関する事務とする。

第3章第4節第4款から第9款までを削る。

第3章第4節第10款中第178条を第150条とし、第179条を第151条とし、第180条を第152条とし、同款を同節第4款とする。

第3章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 地域福祉部に属する出先機関

第1款 療育福祉センター

(位置)

第153条 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）により設置された高知県立療育福祉センター（以下「療育福祉センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第154条 療育福祉センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害児及び知的障害児（第4号及び第156条において「障害児」という。）並びに発達障害児の診療、訓練及び相談に関する事。
- (2) 身体障害者及び知的障害者（第4号及び第156条において「障害者」という。）の相談及び判定に関する事。
- (3) 発達障害者の相談に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害児及び障害者並びに発達障害児及び発達障害者に関する事。

(内部組織)

第155条 療育福祉センターに次に掲げる部及び課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 医療部
- (3) リハビリテーション部
- (4) 相談通園部
- (5) 難聴幼児通園部
- (6) 看護部
- (7) 発達支援部
(分掌事務)

第156条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
 - (2) 給食及び保健衛生に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の部の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 医療部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 障害児及び発達障害児の診療に関すること。
 - (2) 障害児及び障害者の医学的判定に関すること。
- 3 リハビリテーション部の分掌事務は、障害児及び発達障害児の機能訓練に関する事務とする。
- 4 相談通園部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 障害児の総合的な療育相談に関すること。
 - (2) 障害者に関する相談及び指導のうち、市町村等との連絡調整並びに市町村等に対する情報の提供及び専門的な技術的援助に関すること。
 - (3) 障害者の心理学的及び職能的判定に関すること。
 - (4) 補装具の処方及び適合判定に関すること。
 - (5) 巡回相談に関すること。
 - (6) 短期入所及び通園の肢体不自由児の支援に関すること（看護部の主管に属する事項を除く。）。
- 5 難聴幼児通園部の分掌事務は、難聴幼児の通園に関する事務とする。
- 6 看護部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 外来患者の看護業務に関すること。
 - (2) 病棟の看護業務に関すること。
 - (3) 短期入所及び通園の肢体不自由児の支援に関すること。
- 7 発達支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 発達障害児及び発達障害者並びにその家族に対する専門的な相談及び助言に関すること。
 - (2) 発達障害児及び発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援に関すること。
 - (3) 医療、福祉、教育等の関係機関及び民間団体等に対する情報の提供及び研修並びに連絡調整に関すること。
 - (4) 児童アイサーブिसに関すること。

第 2 款 精神保健福祉センター

(位置)

第157条 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年高知県条例第 2 号）により設置された高知県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第158条 精神保健福祉センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉についての相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関する

こと。

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉についての知識の普及及び啓蒙に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉についての保健所に対する技術指導に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉についての調査及び研究に関すること。
- (5) 高知県精神医療審査会の事務に関すること。
- (6) 通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び決定に関すること。
- (7) 自殺予防情報センターに関すること。
- (8) ひきこもり地域支援センターに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、精神障害及び精神障害者福祉に関すること。

第 3 款 希望が丘学園

(位置)

第159条 高知県立希望が丘学園設置条例（昭和34年高知県条例第 3 号）により設置された高知県立希望が丘学園（以下「希望が丘学園」という。）の位置は、南国市とする。

(所掌事務)

第160条 希望が丘学園の所掌事務は、不良行為をし、又はするおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することに関する事務とする。

第 4 款 児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第161条 高知県立児童相談所設置条例（昭和27年高知県条例第11号）により設置された高知県立児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
高知県立中央児童相談所	高知市	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡
高知県立幡多児童相談所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

(所掌事務)

第162条 高知県立児童相談所の所掌事務は、児童福祉法第12条に規定する事務とする。

(内部組織)

第163条 高知県立児童相談所に次の課、チーム及び班を置く。

児童相談所名	課及びチーム名	班名
高知県立中央児童相談所	企画調整課	
	こども支援課	保護班 ころろサポート班
	相談課	相談第一班 相談第二班 相談第三班 相談

		第四班
	児童虐待対応チーム	
高知県立幡多児童相談所		相談サポート班

(分掌事務)

第164条 企画調整課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
 - (2) 児童の所持物の保管及び処理に関すること。
 - (3) 児童福祉関係の統計に関すること。
 - (4) 市町村の児童相談業務についての助言及び援助に関すること。
 - (5) 職員研修の企画に関すること。
 - (6) 巡回相談に関すること。
- 2 こども支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一時保護所の運営に関すること。
 - (2) 児童及びその家庭に関する身体的、精神医学的及び心理学的な診断及び判定に関すること。
- 3 相談課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 児童及びその家庭等に関する面接、相談、助言、指導及び調査に関すること。
 - (2) 受理会議、措置会議及び判定会議に関すること。
 - (3) 児童の措置に関すること。
 - (4) 親権喪失の宣告の請求並びに未成年後見人の選任及び解任に関すること。
 - (5) 児童虐待等の出頭要求、立入調査並びに臨検及び捜索並びに面会及び通信の制限に関すること。

第165条から第180条まで 削除

第3章第5節の節名中「文化環境部」を「文化生活部」に改める。

第3章第5節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第181条から第183条まで 削除

第3章第6節を次のように改める。

第6節 商工労働部に属する出先機関

第1款 工業技術センター

(位置)

第190条 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成2年高知県条例第5号)により設置された高知県工業技術センター(以下「工業技術センター」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第191条 工業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工鉱業の技術に係る試験及び研究に関すること。
- (2) 工鉱業の技術に係る調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 工鉱業の技術に係る相談及び指導に関すること。
- (4) 工鉱業に係る技術者の養成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工鉱業の技術の振興に関すること。

(内部組織)

第192条 工業技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 研究企画課
- (3) 食品開発課
- (4) 生産技術課
- (5) 資源環境課

(分掌事務)

第193条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 研究企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 試験研究、技術者養成及び産学官連携の企画調整、成果の普及並びに技術移転に関すること。
 - (2) 調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 3 食品開発課の分掌事務は、食品開発技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。
- 4 生産技術課の分掌事務は、生産機械技術、情報通信技術、工業材料の開発技術、加工技術及び製品材料評価技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。
- 5 資源環境課の分掌事務は、工鉱業分野に関する資源関連技術、環境関連技術及び化学分析技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

第2款 紙産業技術センター

(位置)

第194条 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号)により設置された高知県立紙産業技術センター(以下「紙産業技術センター」という。)の位置は、吾川郡いの町とする。

(所掌事務)

第195条 紙産業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 紙産業の技術に係る試験及び研究に関すること。
- (2) 紙産業の技術に係る調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 紙産業の技術に係る相談及び指導に関すること。
- (4) 紙産業に係る技術者の養成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、紙産業の技術の振興に関すること。

(内部組織)

第196条 紙産業技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 不織布・加工課
- (2) 製紙技術課

(分掌事務)

第197条 不織布・加工課の分掌事務は、乾式不織布及び紙加工に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

2 製紙技術課の分掌事務は、機械すき紙及び手すき和紙に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

第3款 海洋深層水研究所

(設置)

第198条 海洋深層水の有効利用に関する試験研究を行うため、高知県海洋深層水研究所を室戸市に置く。

(所掌事務)

第199条 高知県海洋深層水研究所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 海洋深層水の有効な利用技術に係る試験研究に関すること。
- (2) 海洋深層水を利用した水産動植物の飼育及び培養技術に係る試験研究に関すること。
- (3) 海洋深層水の利用技術に係る相談及び指導に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海洋深層水の有効利用の推進に関すること。

第4款 大阪事務所

(設置)

第200条 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県大阪事務所(以下「大阪事務所」という。)を大阪府大阪市に置く。

(所掌事務)

第201条 大阪事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の政策についての情報の発信、収集及び調査研究並びに国及び他の地方公共団体等との政策上の連携及び連絡調整に関すること。
- (2) 産業経済の振興にかかわる情報の発信、収集及び調査研究並びに産業経済の振興についての連絡調整に関すること。
- (3) 県内への就業等の促進に関すること。
- (4) 文化、技術等の地域間交流に関すること。
- (5) 県行政を応援する民間活動の推進に関すること。
- (6) 企業誘致の推進に関すること。
- (7) 県産品の販路拡大に関すること。
- (8) 観光の宣伝及び観光客の誘致促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県行政の推進に関すること。

(内部組織)

第202条 大阪事務所に次に掲げる課を置く。

- (1) 商工課
- (2) 観光課

第5款 名古屋事務所

(設置)

第203条 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県名古屋事務所を愛知県名古屋市の市に置く。

(所掌事務)

第204条 高知県名古屋事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の政策についての情報の発信、収集及び調査研究並びに国及び他の地方公共団体等との政策上の連携及び連絡調整に関すること。
- (2) 産業経済の振興にかかわる情報の発信、収集及び調査研究並びに産業経済の振興についての連絡調整に関すること。
- (3) 県内への就業等の促進に関すること。
- (4) 文化、技術等の地域間交流に関すること。
- (5) 県行政を応援する民間活動の推進に関すること。
- (6) 企業誘致の推進に関すること。
- (7) 県産品の販路拡大に関すること。
- (8) 観光の宣伝及び観光客の誘致促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県行政の推進に関すること。

第6款 計量検定所

(設置)

第205条 適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上を図るため、高知県計量検定所(以下「計量検定所」という。)を高知市に置き、その所管区域は、高知県全域とする。

(所掌事務)

第206条 計量検定所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定計量器の検定及び検査に関すること。
- (2) 基準器検査及び装置検査に関すること。
- (3) 計量に関する立入検査の実施に関すること。
- (4) 特定計量器の製造、修理及び販売の事業に関すること。
- (5) 計量証明事業の登録に関すること。
- (6) 計量管理に関すること。
- (7) 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。
- (8) 指定製造者及び指定製造事業者に関すること。
- (9) 計量の指導に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、計量法(平成4年法律第51号)の施行に関すること。

第7款 高等技術学校

(名称及び位置)

第207条 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例(昭和44年高知県条例第36号)により設置された高知県立高等技術学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高知県立高知高等技術学校	高知市
高知県立中村高等技術学校	四万十市

(所掌事務)

第208条 高知県立高等技術学校の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練生の各職種の訓練に関すること。
- (2) 事業内職業訓練についての援助に関すること。

(内部組織)

第209条 高知県立高知高等技術学校に職業能力開発課を置く。

第3章第7節の節名中「観光部」を「観光振興部」に改め、同節中第222条の3を第210条とし、第222条の4を第211条とする。

第3章第8節第1款中第222条の5を第212条とし、第222条の6を第213条とし、第222条の7を第214条とする。

第222条の8第8号中「施行監督」を「施行、監督」に改め、同条を第215条とする。

第3章第8節第1款の2を同節第1款の3とし、同節第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 農業技術センター

(設置)

第216条 農業に関する総合的な試験研究を行うため、高知県農業技術センター(以下「農業技術センター」という。)を南国市に置く。ただし、山間試験室については、長岡郡大豊町に置く。

2 農業技術センターの事務のうち、果樹についての試験研究に関する事務を分掌させるため、高知県農業技術センター果樹試験場(以下「果樹試験場」という。)を高知市に置く。

3 農業技術センターの事務のうち、茶についての試験研究に関する事務を分掌させるため、高知県農業技術センター茶業試験場(以下「茶業試験場」という。)を吾川郡仁淀川町に置く。

(所掌事務)

第217条 農業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業に係る試験研究の総合調整に関する事。
- (2) 農作物の病害虫についての試験研究に関する事。
- (3) 農作物に係る土壌肥料及び環境保全についての試験研究に関する事。
- (4) 農業経営及び農作物の品質管理についての試験研究に関する事。
- (5) 農作物の品種改良及び栽培法についての試験研究に関する事。
- (6) 農作物の種苗の育成及び配付に関する事。
- (7) 中山間地域の農業生産技術についての試験研究に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業について必要な事項

2 果樹試験場の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 果樹の試験研究に関する事。
- (2) 母樹園の設置及び穂木の生産についての試験研究に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、果樹について必要な事項

3 茶業試験場の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 茶の試験研究に関する事。
- (2) 茶の技術についての研修、普及等に関する事。
- (3) 茶の母樹園に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、茶について必要な事項

(内部組織)

第218条 農業技術センターに次に掲げる課及び室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 研究企画課
- (3) 生産環境課
- (4) 作物園芸課
- (5) 山間試験室

(分掌事務)

第219条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 庁舎の管理に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関する事。

2 研究企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業技術センター、果樹試験場及び茶業試験場の企画調整に関する事。
- (2) 農業技術センターに所属する職員の研究に係る研修業務に関する事。
- (3) 研修施設の運営に関する事。
- (4) 試験研究成果の取りまとめに関する事。
- (5) 図書及び文献の管理に関する事。
- (6) は場管理業務に関する事。
- (7) は場管理及び実験補助に関する外部委託業務の計画、進行管理及び実績に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業試験研究の企画情報及び研究支援に関する事。

3 生産環境課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農作物の病害虫についての試験研究に関する事。
- (2) 農作物の施肥改善及び生理障害対策に関する事。
- (3) 地力保全に係る調査及び試験研究に関する事。
- (4) 農業に関する事。

(5) 農作物の品質管理に関する事。

(6) 前各号に掲げるもののほか、農業の生産及び環境に関する事。

4 作物園芸課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農作物の品種改良についての試験研究に関する事。
- (2) バイオテクノロジーの手法を用いた農作物の試験研究に関する事。
- (3) 農作物の遺伝資源の収集及び保存に関する事。
- (4) 野菜、花き及び水田作物の種苗の育成及び配付に関する事。
- (5) 普通作物、野菜及び花きの栽培法についての試験研究に関する事。
- (6) 普通作物、野菜及び花きの生産の安定化並びに収量及び品質の向上技術に関する事。
- (7) 農業機械に関する事。
- (8) 農業経営に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、品種改良、農作物及び生産流通に関する事。

5 山間試験室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中山間地域に適合した農作物の生産技術に関する事。
- (2) 中山間地域における生産体系の研究実証に関する事。
- (3) 中山間地域に適合した野菜及び花きの種苗の配付に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、中山間地域の農業に関する事。

第220条から第222条まで 削除

第228条第 4 号中「技術に関する」を「技術について」に改める。

第 3 章第 8 節第 3 款を削る。

第 3 章第 8 節第 4 款中第233条を第229条とし、第234条を第230条とし、同款を同節第 3 款とし、同款の次に次の 1 款を加える。

第 4 款 畜産試験場

(設置)

第231条 家畜及び家きんの改良増殖並びに畜産に関する試験研究を行うため、高知県畜産試験場(以下「畜産試験場」という。)を高岡郡佐川町に置く。

(所掌事務)

第232条 畜産試験場の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家畜及び家きんの試験研究に関する事。
- (2) 家畜及び家きんの改良増殖に関する事。
- (3) 飼料及び飼料作物の栽培技術の試験研究に関する事。
- (4) 家畜及び種きん並びに種卵の配付に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、畜産について必要な事項

(内部組織)

第233条 畜産試験場に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 大家畜課
- (3) 中小家畜課

(分掌事務)

第234条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

2 大家畜課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳用牛及び肉用牛に係る試験研究、調査及び技術相談指導並びに改良増殖に関する事。
- (2) 受精卵及び凍結精液の生産及び配付に関する事。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、大家畜に関すること。
- 3 中小家畜課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 飼料作物、家畜排せつ物、豚及び鶏に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関すること。
- (2) 鶏の改良増殖並びに種鶏及び種卵の生産及び配付に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、畜産環境、飼料作物及び中小家畜に関すること。
- 第 239 条から第 242 条までを削る。
- 第 3 章第 9 節を次のように改める。

第 9 節 林業振興・環境部に属する出先機関

第 1 款 森林技術センター

(位置)

第 239 条 森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成 11 年高知県条例第 6 号)により設置された高知県立森林技術センター(以下「森林技術センター」という。)の位置は、香美市とする。

(所掌事務)

第 240 条 森林技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業の技術に係る試験研究に関すること。
- (2) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業の技術に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業に係る調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 産業構造改善支援センターに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業に関すること。

(内部組織)

第 241 条 森林技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 森林経営課
- (3) 資源利用課

(分掌事務)

第 242 条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 森林経営課の分掌事務は、森林環境保全及び森林管理技術並びに木材生産及び林業経営に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事務とする。
- 3 資源利用課の分掌事務は、木材加工技術、性能評価技術、新製品開発等森林資源の利活用に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事務とする。

第 2 款 林業事務所

(設置)

第 243 条 森林及び林業に関する事務を行うため、林業事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
高知県安芸林業事務所	安芸市	室戸市 安芸市 安芸郡

高知県中央東林業事務所	香美市	高知市 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
高知県中央西林業事務所	吾川郡いの町	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎林業事務所	須崎市	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 禰原町 津野町 四万十町
高知県幡多林業事務所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

2 高知県中央東林業事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり林業振興事務所を置く。

名称	位置	所管区域
高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所	土佐郡土佐町	長岡郡 土佐郡

(所掌事務)

第 244 条 林業事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民有林の森林計画に関すること。
- (2) 森林及び林業の技術の普及及び指導に関すること。
- (3) 森林組合に関すること。
- (4) 森林及び林業の担い手及び雇用対策に関すること。
- (5) 林業の労働安全衛生の推進に関すること。
- (6) 入会林野に関すること。
- (7) 森林の流域管理システムに関すること。
- (8) 木の文化県構想に関すること。
- (9) 緑化に関すること。
- (10) 造林に関すること。
- (11) 森の工場づくりに関すること。
- (12) 森林国営保険に関すること。
- (13) 山林種苗に関すること。
- (14) 森林の保護及び保全に関すること。
- (15) 木材産業の振興に関すること。
- (16) 木材の利用拡大に関すること。
- (17) 特用林産物の振興に関すること。
- (18) 木材販売の推進に関すること。
- (19) 林道に関すること。
- (20) 治山に関すること。
- (21) 保安林に関すること。
- (22) 要整備森林の管理に関すること。

- (23) 林地開発に関すること。
 - (24) 森林環境保全基金に係る事業に関すること。
 - (25) 間伐推進に関すること。
 - (26) 前各号に掲げるもののほか、森林及び林業に関すること。
- 2 高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の分掌事務は、前項各号（第19号及び第20号を除く。）に掲げるとおりとする。

（内部組織）

第245条 林業事務所に次の課を置く。

- (1) 振興課
 - (2) 森林土木課
- （分掌事務）

第246条 振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林及び林業行政の企画調整に関すること。
- (2) 民有林の森林計画に関すること。
- (3) 森林及び林業の技術の普及及び指導に関すること。
- (4) 森林組合に関すること。
- (5) 森林及び林業の担い手及び雇用対策に関すること。
- (6) 林業の労働安全衛生の推進に関すること。
- (7) 入会林野に関すること。
- (8) 森林の流域管理システムに関すること。
- (9) 木の文化景構想に関すること。
- (10) 緑化に関すること。
- (11) 木材産業の振興に関すること。
- (12) 木材の利用拡大に関すること。
- (13) 特用林産物の振興に関すること。
- (14) 木材販売の推進に関すること。
- (15) 保安林に関すること（治山事業に係る事項を除く。）。
- (16) 要整備森林の管理に関すること。
- (17) 林地開発に関すること。
- (18) 森林環境保全基金に係る事業に関すること。
- (19) 森の工場づくりに関すること（林道に係る事項を除く。）。
- (20) 間伐推進に関すること。
- (21) 造林に関すること。
- (22) 森林国営保険に関すること。
- (23) 山林種苗に関すること。
- (24) 森林の保護及び保全に関すること。
- (25) 森林環境保全基金に係る事業に関すること。

2 森林土木課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 林道に関すること。
- (2) 治山に関すること。
- (3) 保安林に関すること（治山事業に係る事項に限る。）。
- (4) 森の工場づくりに関すること（林道に係る事項に限る。）。

第 3 款 環境研究センター

（設置）

第247条 環境保全上必要な監視、測定検査、調査研究及び技術指導を行うため、高知県環境研究

センター（以下「環境研究センター」という。）を高知市に置く。
（所掌事務）

第248条 環境研究センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全に係る監視、測定調査及び検査に関すること。
- (2) 環境保全に係る研修及び試験研究に関すること。
- (3) 環境保全に係る施設及び処理技術の指導に関すること。
- (4) 環境及び公害の情報資料等の収集に関すること。

第3章第10節の節名中「海洋部」を「水産振興部」に改める。

第3章第10節第1款を次のように改める。

第 1 款 内水面漁業センター

（設置）

第249条 内水面水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため、高知県内水面漁業センター（以下「内水面漁業センター」という。）を香美市に置く。

（所掌事務）

第250条 内水面漁業センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内水面水産増養殖に関する試験研究及び調査指導に関すること。
- (2) 内水面の魚病対策試験及び調査指導に関すること。
- (3) 内水面水産資源の調査及び研究に関すること。
- (4) 種苗の生産技術の開発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、内水面水産業の育成及び改善のための試験研究等に関すること。

第3章第10節第1款の次に次の1款を加える。

第 1 款の 2 水産試験場

（設置）

第250条の 2 水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため、高知県水産試験場（以下「水産試験場」という。）を須崎市に置く。

（所掌事務）

第250条の 3 水産試験場の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水産資源及び海洋の調査及び研究に関すること。
- (2) 沿岸及び沖合の漁場の調査及び改善の研究に関すること。
- (3) 水産動植物の増殖及び養殖技術の開発並びにその改善の研究に関すること。
- (4) 須崎市浦ノ内灰方1153番地23の建物及びその敷地並びにこれらの附属施設の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水産業の振興のための研究に関すること。

（内部組織）

第250条の 4 水産試験場に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 漁業資源課
- (3) 増養殖環境課

2 水産試験場に次の船を置く。

船名	業務内容
土佐海洋丸	漁況、海況並びに沿岸及び沖合の漁場及び資源の調査

（分掌事務）

第250条の5 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 漁業資源課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 水産資源及び海洋の調査及び研究に関すること。
 - (2) 沿岸及び沖合の漁業の調査及び改善の研究に関すること。
- 3 増養殖環境課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 水産動植物の増殖及び養殖技術の開発及び改善の研究に関すること。
 - (2) 沿岸漁場環境の調査及び改善の研究に関すること。

第252条第2号中「漁業後継者」を「漁業の担い手」に改める。
第3章第11節を削る。

第253条第5項中「及びダム管理事務所」を削り、同項の表中

高知県中央西土木事務所 所桐見ダム管理事務所	高岡郡 越知町	桐見ダムにより造成された貯水池の区域及び桐見ダムから下流315メートルの地点までの区域
---------------------------	------------	---

を削る。

第254条第1項第5号中「第256条第4項第1号」を「第256条」に改め、同条第19号を削り、同項第20号を同項第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 高知県幡多土木事務所にあつては、建築基準法及び建築士法に関することその他建築指導に関すること。

第255条第1項の表高知県安芸土木事務所の項中「工務第一課」を「道路建設課」に、「工務第二課」を「河港建設課」に、「河港第一班 河港第二班」を「港湾班 河川砂防班」に改め、同表高知県高知土木事務所の項中

河港管理課	河川砂防管理班 港湾管理班 河港保全班
工務第一課	道路第一班 道路第二班 道路第三班
工務第二課	河川砂防班 港湾班
プレジャーボート対策課	第一班 第二班

を

河川管理課	河川砂防管理班 河川保全班 砂防保全班
港湾管理課	港湾管理班 港湾保全班 プレジャーボート対策班
道路建設課	道路第一班 道路第二班 道路第三班

に改め、同表高知県中央西土木事務所の項中「工務第一課」を「道路建設課」に、「工務第二課」を「河港建設課」に改め、同表高知県須崎土木事務所の項中「工務第一課」を「道路建設課」に、「工務第二課」を「河川砂防建設課」に改め、同表高知県幡多土木事務所の項中「工務第一課」を「道路建設課」に、「工務第二課」を「河港建設課」に改め、同条第2項の表高知県安芸土木事務所室戸事務所の項中「河港第一班 河港第二班」を「河川砂防班 港湾班」に改め、同表高知県中央西土木事務所越知事務所の項を次のように改める。

高知県中央西土木事務所越知事務所	道路課	道路第一班 道路第二班
	河川砂防課	河川砂防班 施設管理班

第255条第2項の表高知県幡多土木事務所宿毛事務所の項を次のように改める。

高知県幡多土木事務所宿毛事務所	道路課	道路第一班 道路第二班
	河川港湾課	河川砂防班 漁港班 港湾班
	施設管理課	

第256条第7項から第9項までを削り、同条第6項第1号中「港湾、漁港及び海岸工事」を「港湾、漁港及び海岸に係る工事」改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 河川管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 河川、建設海岸及び都市公園に係る工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 砂防工事、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 河川、建設海岸及び都市公園の管理に関すること。

8 港湾管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6項第1号及び第3号に掲げるもの
- (2) 港湾（港湾海岸を含む。次号において同じ。）に係る工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 港湾の管理に関すること。
- (4) プレジャーボート対策に関すること。

第256条第5項第5号中「高知県中央東土木事務所にあつては、」を削り、「第7項第1号から第3号まで」を「前項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 道路建設課、河港建設課及び河川砂防建設課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木工事の調査、測量及び設計に関すること。
- (2) 土木工事の施行及び監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、土木工事の技術に関すること。

第256条第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 土木事務所に置かれた事務所の工務課、道路課、河川砂防課及び河川港湾課の分掌事務は、第5項各号に掲げるもののほか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、河川法（昭和39年法律第167号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他関係法令に関する事務、道路維持補修に関する事務、水防に関する事務及び庶務に関する事務とする。ただし、高知県中央西土木事務所越知事務所にあつては、第254条第1項第17号に掲げるものを含み、高知県安芸土木事務所室戸事務所にあつては、道路パトロールに関する事務を除く。

第257条中「事務については、」を「事務については、知事が」に改める。

第263条に次の1号を加える。

- (7) 高知駅前多目的広場の整備に関すること。

第264条から第272条までを次のように改める。

第264条から第272条まで 削除

第 3 章第12節を同章第11節とする。

第276条第 1 項及び第 5 項中「関すること」を「関する事務」に改める。

第 3 章第13節を同章第12節とする。

第279条第 1 項中「各部長」を「理事（医療センター担当）、理事（交通運輸政策担当）、各部長、産業連携推進官」に改める。

第280条第 2 項中「政策企画部政策推進課長」を「総務部政策企画課長」に改める。

第281条中「政策企画部政策推進課」を「総務部政策企画課」に改める。

第282条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「必要な事項は、」を「必要な事項は、知事が」に改める。

第285条中「各部」を「総務部副部長（秘書政策企画担当）、各部（総務部を除く。）」に、「公営企業局次長及び警察本部警務部参事官」を「警察本部警務部参事官及び公営企業局次長」に改める。

第286条第 2 項中「政策企画部政策推進課長」を「総務部政策企画課長」に改める。

第287条中「政策企画部政策推進課」を「総務部政策企画課」に改める。

第288条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「必要な事項は、」を「必要な事項は、知事が」に改める。

第291条第 1 項を次のように改める。

企画会議は、総務部政策企画課長、総務部財政課企画監（執行管理担当）、危機管理部危機管理課長、健康政策部健康長寿政策課長、地域福祉部地域福祉政策課長、文化生活部資源・エネルギー課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部運輸政策課長、商工労働部商工政策課長、観光振興部観光政策課長、農業振興部農政企画課長、林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長、土木部土木企画課長、会計管理局会計企画課長、教育委員会事務局教育政策課長、警察本部警務部企画課長及び公営企業局総務課長をもって組織する。

第292条中「政策企画部政策推進課長」を「総務部政策企画課長」に改める。

第293条中「政策企画部政策推進課」を「総務部政策企画課」に改める。

第295条中「その都度」を「その都度知事が」に改める。

第299条中「課室」を「課」に改める。

第307条第 1 項中「、副部長、次長及び港湾振興監」を「産業連携推進官、副部長及び次長」に、「次の表の」を「次の」に改め、同項の表本庁の項中

局長	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、庁議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
----	--

を

局長	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、庁議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
産業連携推進官	地産外商の実務を担う官民協働型組織の設立及び首都圏アンテナショップの開設等に関する事務を統括し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、担当する事務に関し部局間相互の連携調整に当たる。

に改め、

港湾振興監	部長を補佐し、港湾の管理及び振興に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に関し部局間相互の連絡調整に当たる。
-------	---

を削り、同条第 2 項の表中

排出権取引推進監	排出権取引の導入に関して、民間事業者等との協働による活動の企画調整に当たる。
----------	--

を

地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

に、

地域支援企画員（総括）	地域づくり支援課員駐在所に駐在し、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事するほか、特命の業務に従事するとともに、担当する地区に係る業務に従事する職員を指揮監督する。
地域支援企画員	地域づくり支援課員駐在所に駐在し、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事するほか、特命の業務に従事する。
地域調整主任	市町村との連携並びに地域における事業の企画調整及び調査に関する事務又は技術に従事する。

を

地域支援企画員（総括）	産業づくりに関する業務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事するほか、担当する地区に係る業務に従事する職員を指揮監督する。
地域支援企画員	地域づくり支援課員駐在所に駐在し、産業づくりに関する業務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事する。

に改め、

情報技術専門監	情報通信技術に関する企画及び指導の業務に従事し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

を削り、

プロジェクトマネージャー	担任のプロジェクトを掌理し、当該業務に従事する所属職員を指揮監督する。
--------------	-------------------------------------

を
「

プロジェクトマネージャー	担任のプロジェクトを掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
医務主任	医務に関する特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。

に、
「

技査	建設工事の設計及び施行の査察その他高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
----	---

を
「

技査	建設工事の設計及び施行の査察その他高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
専門技術員	農作物の高度の技術及び知識の普及並びに指導等に関して広域で従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。

に、
「

専門技術員	農作物の高度の技術及び知識の普及並びに指導等に関して広域で従事する普及指導員
専門普及指導員	農作物の特定品目に関する高度の技術及び知識の普及並びに指導等に従事する普及指導員

を
「

専門普及指導員	農作物の特定品目に関する高度の技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
---------	--------------------------------------

に改める。

第308条中「次の表の」を「次の」に改める。

第309条の表部の項を次のように改める。

部	部長 産業連携推進官（産業振興推進部に限る。） 副部長 医監（健康政策部に限る。） 地域産業振興監（産業振興推進部に限る。） 建設検査長（土木部に限る。）
---	--

第309条の表中

地域づくり支援課	地域支援企画員
----------	---------

情報政策課	情報技術専門監
-------	---------

を削り、
「

県民生活・男女共同参画課	生活安全推進監
--------------	---------

を
「

県民生活・男女共同参画課	生活安全推進監
地域づくり支援課	地域支援企画員

に、
「

園芸流通課	プロジェクトマネージャー
-------	--------------

を
「

産地づくり課	専門技術員
流通支援課	プロジェクトマネージャー

に改める。

第310条第2項の表を次のように改める。

出先機関	左の出先機関に置く職員
東京事務所	副所長
高知県安芸県税事務所 高知県中央東県税事務所 高知県須崎県税事務所 高知県幡多県税事務所	次長
高知県中央西県税事務所	次長 税務調整主任
消防学校	副校長
福祉保健所	保健監 次長 社会福祉主事
保健所	次長
衛生研究所	次長

	技術次長		専門普及指導員 普及指導員
幡多看護専門学校	副校長 事務長	農業技術センター	所長 次長 技術次長
療育福祉センター	センター長 副センター長 事務局長 看護長	農業大学校	副校長 事務長
精神保健福祉センター	所長	環境保全型畑作振興センター	所長
希望が丘学園	副学園長	畜産試験場	次長 技術次長 研究企画員
高知県立中央児童相談所	次長 児童虐待対応チーム長 児童福祉司	家畜保健衛生所	次長
高知県立幡多児童相談所	児童福祉司	森林技術センター	所長 次長 技術次長 研究企画員
消費生活センター	所長 次長	林業事務所	次長 林業普及指導員
女性相談支援センター	所長 次長	環境研究センター	所長 次長
工業技術センター	所長 次長 技術次長	内水面漁業センター	所長
紙産業技術センター	所長 次長	水産試験場	所長 次長 技術次長 研究企画員
大阪事務所	次長	漁業指導所	水産業普及指導員
高知県立高知高等技術学校	副校長	高知県安芸土木事務所 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所	次長 技術次長 会計専門員
高知県立中村高等技術学校	副校長	高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央東土木事務所本山事務所 高知県中央西土木事務所越知事務所	技術次長
高知県安芸農業振興センター 高知県中央東農業振興センター	所長 次長 技術次長 事業調整主任 専門普及指導員 普及指導員		
高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県幡多農業振興センター	所長 次長 技術次長		

高知県須崎土木事務所四万十町事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	
高知駅周辺都市整備事務所	次長 技術次長

第311条中「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同条の表中「こども課」を「児童家庭課」に、

県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者
東京事務所参事	各部局の副部長又はこれに相当する職にある者のうちから各部局ごとに知事が命じた者

を

東京事務所参事	各部の副部長又はこれに相当する職にある者のうちから各部ごとに知事が命じた者
東京事務所プロジェクトマネージャー	流通支援課プロジェクトマネージャー
県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者

に、「相談育成部長」を「相談通園部長」に、「環境農業推進課チーフ（安全管理担当）」を「環境農業推進課チーフ（研究安全管理担当）」に、「園芸流通課プロジェクトマネージャー」を「流通支援課プロジェクトマネージャー」に改め、

計量検定所次長	工業技術センター次長
---------	------------

及び

栽培漁業センターの職員	水産試験場の次長及び事務職員
-------------	----------------

を削る。

第313条中「組織の」を「組織の同表の」に改める。

第315条の表中

高知県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下この項において「認定法」という。）第51条において読み替えて準用する認定法第43条第1項及び第3項の規定による知事の諮問	法務課
-------------	---	-----

に応じての審議、認定法第52条において読み替えて準用する認定法第44条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、認定法第54条において読み替えて準用する認定法第46条の規定による知事への勧告等、認定法第55条において準用する認定法第47条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用される認定法第27条第1項の規定による公益法人からの報告の徴収等並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。）第138条第2項において読み替えて準用する整備法第133条第2項から第4項までの規定による知事の諮問に応じての審議、整備法第139条において読み替えて準用する認定法第44条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、整備法第141条において読み替えて準用する整備法第136条の規定による知事への勧告等、整備法第142条において準用する認定法第47条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに整備法第143条第2項の規定により読み替えて適用される整備法第128条第1項の規定による移行法人からの報告の徴収等に関する事務

高知県公文書開示審査会	高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第16条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定についての不服申立てに関し実施機関からの諮問に応じ審査する事務及び同条第2項の規定による公文書開示制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べる事務	県政情報課
高知県個人情報保護制度委員会	高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第35条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を行う事務及び同条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べる事務 高知県個人情報保護条例第35条第3項の規定による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項の調査審議及び建議に関する事務	県政情報課 市町村振興課
高知県個人情報保護審査会	高知県個人情報保護条例第36条第1項の規定による個人情報の開示、訂正及び是正の請求に対する決定についての不服申立てに関し実施機関からの諮問に応じ審	県政情報課

を「

	査する事務	
高知県公文書開示審査会	高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）第 15 条及び第 16 条第 1 項の規定による公文書の開示請求に対する決定についての不服申立てに係る実施機関からの諮問に応じたの審査及び答申並びに同条第 2 項の規定による公文書開示制度の運営に関する重要事項についての実施機関への意見の開陳に関する事務	広報広聴課
高知県個人情報保護制度委員会	高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）第 35 条第 1 項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び同条第 2 項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関への意見の開陳に関する事務	広報広聴課
	高知県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年高知県条例第 33 号）第 2 条及び高知県個人情報保護条例第 35 条第 3 項の規定による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 第 2 項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じたの同法第 30 条の 5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事への建議に関する事務	広報広聴課 市町村振興課
高知県個人情報保護審査会	高知県個人情報保護条例第 33 条及び第 36 条第 1 項の規定による個人情報の開示、訂正及び是正の請求に対する決定についての不服申立てに係る実施機関からの諮問に応じたの審査及び答申並びに同条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定による不服申立人等からの意見の聴取等に関する事務	広報広聴課
高知県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下この項において「認定法」という。）第 51 条において読み替えて準用する認定法第 43 条第 1 項及び第 3 項の規定による知事の諮問に応じたの審議、認定法第 52 条において読み替えて準用する認定法第 44 条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、認定法第 54 条において読み替えて準用する認定法第 46 条の規定による知事への勧告等、認定法第 55 条において準用する認定法第 47 条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに認定法第 59 条第 2 項の規定により読み替えて適用される認定法第 27 条第 1 項の規定による公益法人からの報告の徴収等並びに一般社団法人及び一般財団法人	法務課

に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下この項において「整備法」という。）第 138 条第 2 項において読み替えて準用する整備法第 133 条第 2 項から第 4 項までの規定による知事の諮問に応じたの審議、整備法第 139 条において読み替えて準用する認定法第 44 条の規定による諮問に対する答申及び当該答申の公表等、整備法第 141 条において読み替えて準用する整備法第 136 条の規定による知事への勧告等、整備法第 142 条において準用する認定法第 47 条の規定による関係者への資料の提出その他の協力の求め並びに整備法第 143 条第 2 項の規定により読み替えて適用される整備法第 128 条第 1 項の規定による移行法人からの報告の徴収等に関する事務

に、「による議会の議員の報酬並びに知事及び副知事の給料の額について審議する」を「第 1 条及び第 2 条の規定による議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準についての審議並びに当該事項に係る知事の諮問に対する答申に関する」に、「による実施機関の行う公務災害等」を「第 19 条及び第 20 条第 1 項の規定による実施機関の行う公務災害」に、「に関し審査及び裁定をする」を「に係る審査及び裁定並びに関係人からの報告の徴収等に関する」に、「第 9 条の」を「第 5 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の」に、「知事等に対する」を「知事等への」に、「による議員等の公務災害等の認定に関し意見を具申する」を「第 3 条第 3 項の規定による公務災害の認定に係る実施機関への意見の具申に関する」に改め、

高知県私立学校審議会	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 8 条第 1 項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学校の閉鎖命令並びに同法第 31 条第 1 項の規定による学校法人の寄附行為の認可に係る知事への意見の具申並びに同法第 9 条第 2 項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事への建議に関する事務	私学・大学支援課
高知県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 3 項の規定による県が設立する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）の業務方法書の作成及び変更に係る認可、同法第 25 条第 3 項の規定による公立大学法人の中期目標の策定及び変更、同法第 26 条第 3 項の規定による公立大学法人の中期計画の作成及び変更に係る認可、同法第 31 条第 2 項の規定による公立大学法人の中期目標の期間の終了時の検討、同法第 34 条第 3 項の規定による公立大学法人の財務諸表の承認、同法第 40 条第 5 項の規定による公立大学法人の利益の残余等の処理に係る承認、同法第 41 条	私学・大学支援課

	第 4 項の規定による公立大学法人の短期借入金に係る認可並びに同法第44条第 2 項の規定による公立大学法人の財産の処分等に係る認可に係る知事の諮問に対する意見の答申、同法第28条第 1 項から第 4 項までの規定による公立大学法人の各事業年度における業務の実績に関する評価の実施等、同法第30条の規定による公立大学法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の実施等並びに同法第49条第 2 項の規定による役員の報酬等の支給の基準に係る知事への意見の申出に関する事務	
--	---	--

及び「固定資産税に関し、その評価の適正均衡を確保するため、」を削り、「第401条の 2 第 3 項に規定する事項その他固定資産の評価に関し知事の諮問に応じ調査審議する」を「第401条の 2 第 2 項の規定による知事の諮問に応じての同条第 3 項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項の調査審議及び同項の規定による知事の諮問に対する答申に関する」に、

高知県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第 1 項の規定による同法第59条第 1 項に規定する構想の作成及び変更に係る事項並びに同法第60条第 2 項の規定による自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項の調査審議に関する事務	市町村合併支援課
市町村合併調整委員	市町村の合併の特例等に関する法律第63条第 2 項において読み替えて準用する地方自治法第251条第 1 項の規定による市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する合併協議会の委員相互における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関する事務	市町村合併支援課
高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第 2 号）第 6 条第 1 項の規定による人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議することに関する事務	人権課

を

高知県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第 3 項及び第60条第 1 項の規定による同法第59条第 1 項に規定する構想の作成及び変更に係る知事の諮問に対する答申並びに同法第60条第 2 項の規定による自主的な市町村の合併の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	分権広域行政課
市町村合併調整委員	市町村の合併の特例等に関する法律第63条第 2 項において読み替えて準用する地方自治法第251条第 1 項の規定による市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条	分権広域行政課

	第 1 項に規定する合併協議会の委員相互における同法第 2 条第 1 項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停に関する事務	
--	--	--

に、「及び第 3 項並びに第182条第 3 項の規定により、知事の諮問に応じて、「国民の保護に関する計画」等国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること」を「（同法第182条第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第 3 項の規定による知事の諮問に応じての国民の保護に関する計画の作成又は変更その他国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事への意見の具申並びに同法第37条第 4 項において準用する同法第33条第 6 項の規定による関係者への資料又は情報の提供その他の協力の求め」に、「地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災」を「県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における情報収集並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整、非常災害に際しての緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進並びに法律又はこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事項」に改め、

高知県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	保健福祉課
------------	---	-------

を削り、「医療法」を「医療法第71条の 2 第 1 項の規定による同法」に、「及び医療」を「の調査審議及び知事の諮問に応じての医療」に、「第 4 条の規定による薬事に関する事項」を「第 3 条第 1 項の規定による薬事（医療機器に関する事項を含む。）に係る県の事務に関する重要事項」に、「第58条の 8」を「第58条の 8 第 3 項から第 5 項まで」に、「ついて審査する」を「ついで審査等に関する」に、

高知県がん対策推進協議会	高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第 3 号）第11条第 1 項の規定による同条例第 2 条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に関する事務	健康づくり課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第 1 項及び第 2 項の規定による同法第18条第 1 項の規定による通知、同法第20条第 1 項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第20条第 4 項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第 6 項及び同法第19条第 7 項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関する知事への意見の具申に関する事務	健康づくり課

を

高知県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分についての不服の審査に関する事務	国保指導課
高知県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分についての不服の審査に関する事務	国保指導課
高知県がん対策推進協議会	高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）第11条第1項の規定による同条例第2条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申に関する事務	健康づくり課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による同法第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項（同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する事項の審議並びに同法第18条第6項及び同法第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告についての知事への意見の具申に関する事務	健康づくり課
高知県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議、同条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による知事の諮問に対する答申並びに同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関及び厚生科学審議会への建議に関する事務	食品・衛生課
高知県公衆浴場入浴料金審議会	高知県公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和38年高知県条例第29号）第1条の規定による知事の諮問に於て物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受ける公衆浴場入浴料金の適正な価格の審議に関する事務	食品・衛生課
高知県食の安全・安心推進審議	高知県食の安全・安心推進条例（平成17年高知県条例第75号）第7条第4項（同条第6項において準用する	食品・衛生課

会	場合を含む。）の規定による食の安全・安心推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申、同条例第27条第2項及び第3項の規定による食の安全・安心推進計画、食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働その他食の安全・安心の確保に関する基本的事項の調査審議並びに当該基本的事項についての知事への意見の具申並びに同条例第31条の規定による県民、生産者・事業者その他の関係者から意見の聴取等に関する事務	
高知県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議及び関係行政庁への意見の具申等に関する事務	地域福祉政策課

に、「延滞金を除く。）に関する処分に対する」を「延滞金を除く。）に関する処分についての」に、「第26条第2項の規定による」を「第26条第2項の規定による県障害者計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申並びに」に、「障害者自立支援法第97条第1項の」を「高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）第2条の規定による障害者自立支援法第97条第1項の規定に基づく」に、「第38条の3第2項」を「第38条の3第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）」に、

高知県子どもの環境づくり推進委員会	高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）の規定による高知県子どもの環境づくり推進計画の作成又は変更に関すること及び同条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議し、並びに子どもの環境づくりに関する取組の状況について知事に意見を述べる事務	子ども課
高知県児童福祉審議会	児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定によるその権限に属させられた事項の調査審議、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の答申等並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に対する勧告に関する事務	子ども課
高知県青少年問題協議会	高知県青少年問題協議会条例（昭和28年高知県条例第64号）の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議し、並びに総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることに 関する事務	子ども課
高知県保育士試験委員	児童福祉法の規定による保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関する事務	教育委員会事務局 局幼保支援課
高知県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の	国保指導課

	交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
高知県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国保指導課
高知県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関及び厚生科学審議会に対する建議に関する事務	食品・衛生課
高知県公衆浴場入浴料金審議会	高知県公衆浴場入浴料金審議会条例(昭和38年高知県条例第29号)の規定による物価統制令(昭和21年勅令第118号)の適用を受ける公衆浴場入浴料金の適正な価格を審議する事務	食品・衛生課
高知県食の安全・安心推進審議会	高知県食の安全・安心推進条例(平成17年高知県条例第75号)第27条第2項の規定による食の安全・安心推進計画に関すること、食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関することその他食の安全・安心の確保に関する基本的事項の調査審議、同条第3項の規定による知事に意見を述べること並びに同条例第31条の規定による県民、生産者・事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことに関する事務	食品・衛生課
高知県環境審議会	環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の規定による環境の保全に関する事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項の規定による温泉法(昭和23年法律第125号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	文化環境企画課
高知県環境影響評価技術審査会	高知県環境影響評価条例(平成11年高知県条例第5号)第38条の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議することに関する事	環境共生課

	務	
高知県四万十川流域保全振興委員会	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第39条の規定による四万十川の保全及び流域の振興に関する重要事項を調査審議することに関する事務	環境共生課
高知県公害審査会	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第14条の規定による公害に係る紛争について、あっせん、調停仲裁等に関する事務	環境共生課

を

高知県児童福祉審議会	児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項並びに児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申等、関係行政機関への資料の提出等の求め並びに芸能等の推薦及びこれらを製作する者等への勧告に関する事務	児童家庭課
高知県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての重要事項の調査審議並びに適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整並びにこれらの事項についての知事等への意見の具申に関する事務	児童家庭課
高知県保育士試験委員	児童福祉法第18条の8第3項の規定による保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定その他保育士試験に関する事務	教育委員会事務局 局幼保支援課
高知県子どもの環境づくり推進委員会	高知県子ども条例第20条第2項の規定による高知県子どもの環境づくり推進計画の作成又は変更、同条例の目的の実現に関する重要事項の調査審議及び高知県子どもの環境づくり推進計画に基づき県が実施することの環境づくりに関する取組の状況についての知事への意見の具申に関する事務	少子対策課

に、「第31条の規定による消費者に関する取組の実施に関する重要な事項」を「第11条第2項、第15条第3項、第20条及び第21条の規定によりその権限に属させられた事項並びに同条例第31条の規定による知事の諮問に応じた消費者に関する取組の実施に関する重要事項」に、「苦情の調停」を「苦情の調停並びに当該調査審議及び審査並びに調停に係る事項についての知事への意見の具申」に、「第16条の規定による交通安全計画の作成及び実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及び実施の推進並びに関係機関相互間」を「第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及び当該施策の実施の推進並びに当該施策の実施における県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間」に、

「

こうち男女共同参画会議	高知県男女共同参画社会づくり条例（平成15年高知県条例第60号）第23条の規定による男女共同参画計画の作成又は変更に関する事及び男女共同参画社会の実現に関する重要事項の調査審議並びに県の男女共同参画の推進に関する取組状況について知事に意見を述べる事務	県民生活・男女共同参画課
-------------	---	--------------

」

を

「

こうち男女共同参画会議	高知県男女共同参画社会づくり条例（平成15年高知県条例第60号）第7条第2項及び第23条の規定による男女共同参画計画の作成又は変更に係る知事の諮問に対する答申、男女共同参画社会の実現に関する重要事項の調査審議及び県の男女共同参画の推進に関する取組状況についての知事への意見の具申に関する事務	県民生活・男女共同参画課
高知県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学校の閉鎖命令並びに同法第31条第2項の規定による学校法人の寄附行為の認可に係る知事の諮問に対する答申並びに同法第9条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事への建議に関する事務	私学・大学支援課
高知県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第3項の規定による県が設立する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）の業務方法書の作成及び変更に係る認可、同法第25条第3項の規定による公立大学法人の中期目標の策定及び変更、同法第26条第3項の規定による公立大学法人の中期計画の作成及び変更に係る認可、同法第31条第2項の規定による公立大学法人の中期目標の期間の終了時の検討、同法第34条第3項の規定による公立大学法人の財務諸表の承認、同法第40条第5項の規定による公立大学法人の利益の残余等の処理に係る承認、同法第41条第4項の規定による公立大学法人の短期借入金に係る認可並びに同法第44条第2項の規定による公立大学法人の財産の処分等に係る認可に係る知事の諮問に対する答申、同法第28条第1項から第4項までの規定による公立大学法人の各事業年度における業務の実績に関する評価の実施等、同法第30条の規定による公立大学法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の実施等並びに同法第49条第2項の規定による役員報酬等の支給の基準に係る知事への意見の申出に關	私学・大学支援課

」

	する事務	
高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条の規定による人権施策の推進に関する重要事項の調査協議、人権施策の基本方針の策定に係る知事の諮問に対する答申及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事への意見の具申に関する事務	人権課

に、「（昭和32年法律第185号）第82条の規定による」を「第82条の規定による知事の諮問に応じたの」に、「第15条の規定による物品」を「第16条第1項の規定による同法第15条の物品」に改め、「あつせん又は」を削り、「により、高知県職業能力開発計画」を「による県職業能力開発計画」に、「開発に関する重要事項を調査審議する」を「開発に関する重要事項の調査審議に関する」に、「生産と」を「知事の諮問に応じたの生産と」に、「に関する必要事項の調査審議」を「について必要な事項の審議」に、「の適正化に関する事項等」を「（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項」に改め、「（昭和46年法律第35号）」を削り、「高知県卸売市場整備計画」を「県卸売市場整備計画」に、「の整備に関する重要事項を調査審議する」を「に関する重要事項の調査審議に関する」に、「園芸流通課」を「流通支援課」に、

「

高知県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	森づくり推進課
高知県森林環境保全基金運営委員会	高知県森林環境保全基金条例（平成15年高知県条例第2号）第4条の事業に関する事項、森林環境税の賦課徴収に関する事項、その他基金に関する事項を審議する事務	森林政策課

」

を

「

高知県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じたの自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	林業環境政策課
高知県森林環境保全基金運営委員会	高知県森林環境保全基金条例（平成15年高知県条例第2号）第5条第1項の規定による同条例第4条の事業、森林環境税の賦課徴収その他高知県森林環境保全	林業環境政策課

」

	基金に関する事項の調査審議に関する事務	
高知県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による同法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項、同法の施行に関する重要事項に係る知事の諮問に対する答申及び関係行政庁への建議に関する事務	森づくり推進課
高知県環境影響評価技術審査会	高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第38条の規定による同条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項の調査審議に関する事務	環境共生課
高知県四万十川流域保全振興委員会	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）第39条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項並びに四万十川の保全及び流域の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境共生課
高知県公害審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁並びに同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	環境対策課

に、「漁業の」を「知事の諮問に応じての漁業の」に、「について調査審議する」を「の審議に関する」に、「海洋政策課」を「水産政策課」に、「第27条の規定による」を「第27条第2項の規定による知事の諮問に応じての」に、「建設業法第25条」を「建設業法第25条第2項」に、「国土利用計画法の」を「国土利用計画法第38条第1項の規定による同法の」に、「同法第38条第1項の規定による知事の諮問に応じ」を「知事の諮問に応じての」に、「土地利用に関し重要な事項」を「土地利用についての重要事項」に、「第12条の規定による規制区域の指定等に係る確認その他同法」を「第39条第2項の規定による同法第12条第6項及び第7項並びに同条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定等に係る確認等その他同法の規定」に、「に規定する事業の認定に関する」を「の規定による知事の諮問に対する答申その他同法の規定によりその権限に属させられた」に、「関係機関に対する意見の陳述」を「水防に関しての関係機関への意見の開陳」に、「交付に関する事項の調査審議」を「交付に関して同法の規定によりその権限に属させられた事項」に、「都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により、」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項及び第2項の規定による同法の規定により」に、「並びに同法第77条第1項及び第2項の規定による知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議及び」を「、知事の諮問に応じての都市計画に関する事項の調査審議及び」に、「都市計画法第50条第1項」を「都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項」に、「裁決その他同法」を「裁決その他同法の規定」に、「意見の答申及び」を「答申並びに」に、「第73条の規定による」を「第73条の規定による知事の諮問に応じての」に、「第10条」を「第9条第4項の規定による住宅に困窮する度合いの判定基準の策定に係る知事の諮問に対する答申及び同条例第10条第1項」に、「知事又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議」を「同法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決、特定行政庁の諮問に応じての同

法の施行に関する重要事項の調査審議並びに同法の施行に関する事項についての関係行政機関への建議」に、「同法に規定する同意についての議決並びに二級建築士試験及び木造建築士試験」を「二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務（県指定試験機関が行う事務を除く。）並びに同法の規定によりその権限に属させられた事項」に、「第35条の2及び高知県地方港湾審議会条例（昭和49年高知県条例第2号）の規定による重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議」を「第35条の2第1項及び高知県地方港湾審議会条例（昭和49年高知県条例第2号）第2条の規定による知事の諮問に応じての重要港湾及び地方港湾の開発、利用及び保全に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項についての知事への意見の具申」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成21年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部県政情報課	総務部広報広聴課
政策企画部地方分権推進課 政策企画部市町村合併支援課	総務部分権広域行政課
政策企画部私学・大学支援課	文化生活部私学・大学支援課
政策企画部市町村振興課	総務部市町村振興課
政策企画部地域づくり支援課	産業振興推進部地域づくり支援課
政策企画部鳥獣対策課	文化生活部鳥獣対策課
政策企画部交通政策課	産業振興推進部公共交通課
政策企画部人権課	文化生活部人権課
政策企画部情報政策課	文化生活部情報政策課
政策企画部統計課	総務部統計課
健康福祉部健康福祉企画課	健康政策部健康長寿政策課
健康福祉部保健福祉課	地域福祉部地域福祉政策課
健康福祉部医療業務課	健康政策部医療業務課
健康福祉部医師確保推進課	健康政策部医師確保推進課
健康福祉部健康づくり課	健康政策部健康づくり課
健康福祉部高齢者福祉課	地域福祉部高齢者福祉課

健康福祉部障害保健福祉課	地域福祉部障害保健福祉課
健康福祉部こども課	地域福祉部児童家庭課
健康福祉部福祉指導課	地域福祉部福祉指導課
健康福祉部国保指導課	健康政策部国保指導課
健康福祉部食品・衛生課	健康政策部食品・衛生課
文化環境部環境共生課	林業振興・環境部環境共生課
文化環境部環境対策課	林業振興・環境部環境対策課
文化環境部文化・国際課	文化生活部文化・国際課
文化環境部県民生活・男女共同参画課	文化生活部県民生活・男女共同参画課
観光部観光振興課	観光振興部観光政策課
観光部おもてなし課	観光振興部おもてなし課
農業振興部園芸流通課	農業振興部産地づくり課
森林部森林政策課	林業振興・環境部林業環境政策課
森林部森づくり推進課	林業振興・環境部森づくり推進課
森林部林業改革課	林業振興・環境部林業改革課
森林部木材産業課	林業振興・環境部木材産業課
森林部治山林道課	林業振興・環境部治山林道課
海洋部海洋政策課	水産振興部水産政策課
海洋部漁業管理課	水産振興部漁業管理課
海洋部水産振興課	水産振興部漁業振興課
海洋部漁港漁場課	水産振興部漁港漁場課
中央西土木事務所桐見ダム管理事務所	中央西土木事務所越知事務所

(高知県公文書開示審査規則の一部改正)

- 高知県公文書開示審査規則(平成2年高知県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第5条中「総務部県政情報課」を「高知県総務部広報広聴課」に改める。
(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)
- 高知県個人情報保護制度委員会規則(平成13年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

- 第4条中「総務部県政情報課において」を「高知県総務部広報広聴課において」に改め、同条ただし書中「総務部県政情報課及び政策企画部市町村振興課」を「高知県総務部広報広聴課及び市町村振興課」に改める。
(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「県政情報課」を「広報広聴課」に改める。
(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)
- 高知県個人情報保護審査会規則(平成13年高知県規則第145号)の一部を次のように改正する。
第4条中「総務部県政情報課」を「高知県総務部広報広聴課」に改める。
(高知県県民室設置運営規則の一部改正)
- 高知県県民室設置運営規則(平成15年高知県規則第95号)の一部を次のように改正する。
第4条ただし書中「総務部県政情報課長(以下「県政情報課長」を「高知県総務部広報広聴課長(以下「広報広聴課長」に改める。
第5条ただし書、第10条第3項ただし書及び第13条中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。
第14条中「県政情報課長が政策企画部統計課長」を「広報広聴課が高知県総務部統計課長」に改める。
第15条中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。
(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)
- 高知県損害賠償等審査会規則(昭和45年高知県規則第3号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「総務部長」を「高知県総務部長」に改め、同条第2項中「総務部副部長」を「高知県総務部副部長」に改め、同条第3項中「総務部法務課長、行政管理課長、財政課長及び管財課長、教育委員会事務局総務福利課長並びに警察本部警務課長」を「高知県総務部法務課長、行政管理課長、財政課長及び管財課長、高知県教育委員会事務局総務福利課長並びに高知県警察本部警務課長」に改める。
第8条第2項中「総務部法務課チーフ(訴訟担当)、行政管理課チーフ(行政管理担当)、財政課チーフ(企画調整担当)及び管財課チーフ(財産管理担当)並びに警察本部監察課訟務係長」を「高知県総務部法務課チーフ(訴訟担当)、行政管理課チーフ(行政管理担当)、財政課チーフ(決算・調査担当)及び管財課チーフ(財産管理担当)並びに高知県警察本部監察課訟務係長」に改める。
第10条中「総務部行政管理課」を「高知県総務部行政管理課」に改める。
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)
- 高知県職員被服貸与規則(昭和45年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。
別表15の項中「総合看護専門学校及び」を削り、同表16の項を次のように改める。

16	助産師	福祉保健所に勤務する職員	予防衣	2	2
----	-----	--------------	-----	---	---
- 別表28の項中「森林政策課」を「林業環境政策課」に改め、同表35の項中「用地対策課」を「用地対策課、河川課」に改め、同表39の項中「環境保全型畑作振興センター及び栽培漁業センター」を「及び環境保全型畑作振興センター」に改める。
(高知県予算規則の一部改正)
- 高知県予算規則(昭和39年高知県規則第35号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「会計管理者」を「高知県会計管理者(以下「会計管理者」という。)」に、

「部の長」を「部の長（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する理事（医療センター担当及び交通運輸政策担当に限る。）を含む。）」に改め、同条第2号中「（平成15年高知県規則第43号）」を削り、同条第4号中「議会議長、教育委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び監査委員」を「高知県議会議長、高知県教育委員会、高知県人事委員会、高知県公安委員会、高知県労働委員会及び高知県監査委員」に改め、同条第5号中「議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長及び監査委員事務局長」を「高知県議会議務局長、高知県教育長（以下「教育長」という。）、高知県人事委員会事務局長、高知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）、高知県労働委員会事務局長及び高知県監査委員事務局長」に改める。

第17条中「総務部財政課長を経て総務部長」を「高知県総務部財政課長を経て高知県総務部長（第25条において「総務部長」という。）」に改め、同条ただし書中「総務部財政課長」を「高知県総務部財政課長」に改める。

（高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正）

- 11 高知県住民基本台帳法施行規則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項中「政策企画部市町村振興課」を「高知県総務部市町村振興課」に改める。
（高知県庁内防火管理規則の一部改正）

- 12 高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「総務部管財課長」を「高知県総務部管財課長」に改め、同条第3項中「、又は欠けたとき」を「又は防火管理者が欠けたときは」に、「総務部管財課長補佐（第11条第4項において）」を「高知県総務部管財課課長補佐（以下）」に改め、同条第4項中「総務部管財課チーフ（庁舎整備担当）」を「高知県総務部管財課チーフ（庁舎整備担当）（第11条第4項において「管財課チーフ（庁舎整備担当）」という。）」に改める。

第11条第4項中「総務部管財課チーフ（庁舎管理担当）」を「管財課チーフ（庁舎管理担当）」に改める。

別表第1の1の表中「議会議務局総務課長補佐」を「高知県議会議務局総務課課長補佐」に、「総務部秘書課長補佐」を「高知県総務部秘書課課長補佐」に、「採用委員会事務局長」を「高知県採用委員会事務局長」に、「教育委員会事務局教育政策課長補佐」を「高知県教育委員会事務局教育政策課課長補佐」に、「政策企画部市町村振興課長補佐」を「高知県総務部市町村振興課課長補佐」に、「公営企業局総務課長補佐及び県立病院課長補佐」を「高知県公営企業局総務課課長補佐及び県立病院課課長補佐」に、「総務部管財課長補佐」を「管財課長補佐」に改め、同表の2の表中「総務部管財課」を「高知県総務部管財課」に、「土木部建築課（1）」を「高知県土木部建築課（1）」に、「土木部建築課長」を「高知県土木部建築課長」に、「危機管理部消防政策課チーフ（消防担当）」を「高知県危機管理部消防政策課チーフ（消防担当）」に改める。

（高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正）

- 13 高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号エ中「警察本部装備施設課長」を「高知県警察本部装備施設課長」に改める。

別表中「高知県衛生研究所 高知県環境研究センター」を「高知県衛生研究所」に、「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所」を「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所 高知県環境研究センター」に、「高知県安芸福祉保健所 高知県立総合看護専門学校」を「高知県安芸福祉保健所」に、「高知県立幡多児童相談所」を「高知県立幡多児童相談所 高知県工業技術センター 高知県立紙産業技術センター」に、「高知県西部家畜保健衛生所橋原支所 高知県工業技術センター 高知県立紙産業技術センター」を「高知県西部家畜保健衛生所橋原支所」に改める。

（高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正）

- 14 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表県出先局の項中「（高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所）」を「（桐見ダム）」に改め、同表陸上移動局の全県移動局の項中「（高知県森林部森づくり推進課）」を「（高知県林業振興・環境部森づくり推進課）」に、「（高知県健康福祉部健康づくり課）」を「（高知県健康政策部健康づくり課）」に、「（高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所）」を「（桐見ダム）」に改める。

（高知県災害救助基金規則の一部改正）

- 15 高知県災害救助基金規則（昭和41年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「健康福祉部長」を「高知県地域福祉部長（第5条第1項において「地域福祉部長」という。）」に改める。

第4条第1項「前条第1項の」を「前条第1項の規定による」に、「健康福祉部」を「高知県地域福祉部」に改める。

第5条第1項「健康福祉部長」を「地域福祉部長」に改め、同条第2項中「会計管理者」を「高知県会計管理者」に改める。

（高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

- 16 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第17条第6号中「高知県健康福祉部」を「高知県地域福祉部」に改める。

（高知県社会福祉審議会規則の一部改正）

- 17 高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康福祉部保健福祉課」を「高知県地域福祉部地域福祉政策課」に改める。

（高知県介護保険審査会規則の一部改正）

- 18 高知県介護保険審査会規則（平成11年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢者福祉課、各福祉事務所及び各保健所」を「高知県地域福祉部高齢者福祉課及び各福祉保健所」に改める。

第5条中「健康福祉部高齢者福祉課、各福祉事務所又は各保健所」を「高知県地域福祉部高齢者福祉課又は各福祉保健所」に改める。

（高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

- 19 高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和46年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式裏面中「高知県健康福祉部障害保健福祉課」を「高知県地域福祉部障害保健福祉課」に改める。

（高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正）

- 20 高知県青少年問題協議会条例施行規則（昭和29年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部子ども課内」を「高知県地域福祉部児童家庭課内」に改める。

（高知県子どもの環境づくり推進委員会規則の一部改正）

- 21 高知県子どもの環境づくり推進委員会規則（平成18年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健康福祉部子ども課」を「高知県地域福祉部少子対策課」に改める。

（高知県文化賞授与規則の一部改正）

- 22 高知県文化賞授与規則（平成7年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「高知県文化環境部長」を「高知県文化生活部長」に改める。

（高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正）

- 23 高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中「文化環境部県民生活・男女共同参画課」を「高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課（第 9 条において「文化生活部県民生活・男女共同参画課」という。）」に改める。
第 9 条中「文化環境部県民生活・男女共同参画課」を「文化生活部県民生活・男女共同参画課」に改める。
（高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正）
- 24 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則（平成16年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第14条中「文化環境部県民生活・男女共同参画課」を「高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課」に改める。
（私立学校法等施行細則の一部改正）
- 25 私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「政策企画部私学・大学支援課」を「高知県文化生活部私学・大学支援課」に改める。
（高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正）
- 26 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則（平成10年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「政策企画部人権課」を「高知県文化生活部人権課」に改める。
（高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正）
- 27 高知県職員の職務発明等に関する規則（平成 9 年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。
第17条第 2 項中「産業技術部長を」を「高知県商工労働部長を」に、「産業技術部副部長」を「高知県商工労働部副部長」に改め、同条第 3 項中「産業技術部知的財産課長並びに総務部財政課長及び管財課長並びに商工労働部新産業推進課長」を「高知県商工労働部新産業推進課長並びに高知県総務部財政課長及び管財課長」に改める。
第19条中「産業技術部知的財産課」を「高知県商工労働部新産業推進課」に改める。
（高知県公害審査会規則の一部改正）
- 28 高知県公害審査会規則（昭和46年高知県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「文化環境部環境対策課」を「高知県林業振興・環境部環境対策課（次条において「林業振興・環境部環境対策課」という。）」に改める。
第 3 条中「文化環境部環境対策課」を「林業振興・環境部環境対策課」に改める。
（高知県漁業専門委員設置規則の一部改正）
- 29 高知県漁業専門委員設置規則（昭和40年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「海洋部海洋政策課」を「高知県水産振興部水産政策課」に改める。
（高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正）
- 30 高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「高知県海洋部漁業管理課内」を「高知県水産振興部漁業管理課内」に改める。
（桐見ダム操作規則の一部改正）
- 31 桐見ダム操作規則（平成13年高知県規則第73号）の一部を次のように改正する。
第11条第 1 項中「高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長」を「高知県中央西土木事務所越知事務所長」に改める。

（高知県契約規則の一部改正）

- 32 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「部の長及び高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）」を「部の長（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する理事（医療センター担当及び交通運輸政策担当に限る。）を含む。）及び同規則」に、「会計管理局の長」を「会計管理局の長（以下「会計管理局長」という。）」に、「教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び監査委員事務局長」を「高知県教育長、高知県警察本部長、高知県議会事務局長、高知県人事委員会事務局長、高知県労働委員会事務局長及び高知県監査委員事務局長」に改める。
第 4 条ただし書中「会計企画課長」を「高知県会計企画課長」に改める。

訓 令

高知県訓令第 4 号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(高知県公文書規程の一部改正)

第 1 条 高知県公文書規程 (昭和39年12月高知県訓令第64号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改め、同条中「総務部県政情報課長 (以下「県政情報課長」を「総務部広報広聴課長 (以下「広報広聴課長」に改める。

第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項ただし書並びに第 38 条第 1 項ただし書及び第 4 項中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第 39 条第 2 項並びに第 40 条第 1 項及び第 3 項中「県政情報課」を「広報広聴課」に改める。

第 41 条から第 44 条までの規定並びに第 58 条第 1 項ただし書及び第 4 項中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第 60 条第 1 項ただし書中「県政情報課」を「広報広聴課」に改める。

第 62 条第 2 項中「「県政情報課」」を「「広報広聴課」」に改める。

(高知県公印規程の一部改正)

第 2 条 高知県公印規程 (昭和41年 9 月高知県訓令第50号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「県政情報課長」を「総務部広報広聴課長 (以下「広報広聴課長」という。）」に改め、同条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に、「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第 4 条中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第 5 条中「次の各号に」を「次に」に、「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 10 条中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改める。

別表県印の項中

総務企画課長	一般文書	総務部 財政課長	一般文書
--------	------	-------------	------

		を			に、
--	--	---	--	--	----

「	総務企画課長	表彰状等	」	を	「	総務部 人事課長	表彰状等	」	に改め、同
「	〃	身分証明書等の検印用	」		「	総務部 財政課長	身分証明書等の検印用	」	

表専用県印の項中

「	方45	〃	必要とする出先機関の長	」	を	「	〃	〃	必要とする出先機関の長	」
---	-----	---	-------------	---	---	---	---	---	-------------	---

に、

「	方21	〃	必要とする出先機関の長	」	を	「	〃	〃	必要とする出先機関の長	」	に
---	-----	---	-------------	---	---	---	---	---	-------------	---	---

改め、同表知事印の項中

「総務企画課長
企画調整課長

危機管理課長
健康福祉企画課長
文化環境企画課長
商工政策課長
観光振興課長
農政企画課長
森林政策課長
海洋政策課長
産業技術振興課長
建設管理課長
会計企画課長
を
「総務部
財政課長
危機管理部危機管理課長
健康政策部健康長寿政策課長
地域福祉部地域福祉政策課長
文化生活部資

源・エネルギー課長
産業振興推進部計画推進課長
商工労働部商工政策課長
観光振興部観光政策課長
農業振興部農政企画課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部建設管理課長
会計管理局会計企画課長」
に、
「行政管理課長人事課長」
を
「総務部行政管

理課長
総務部
人事課
長」
に、

総務企画課長	表彰状等
〃	納税通知書、督促状等の刷り込み用

を

総務部人事課長	表彰状等
総務部財政課長	納税通知書、督促状等の刷り込み用

に、「消防

政策課長」を「危機管理部消防政策課長」に改め、同表専用知事印の項中

方30	〃	必要とする出先機関の長
-----	---	-------------

を

〃	〃	必要とする出先機関の長
---	---	-------------

に

改め、同表副知事印の項中「総務企画課長」を「総務部財政課長」に改め、同表会計管理者印の項中「方27」を「〃」に、「会計企画課長」を「会計管理局会計企画課長」に改め、同表中

部長印	高 知 県 〇 〇 部 長 印	方21	〃	総務企画課長 企画調整課長 危機管理課長 健康福	一般文書
-----	-----------------------	-----	---	-----------------------------------	------

を

理事印	高 知 県 理 事 印	〃	〃	健康政策部医療センター経営対策課長 産業振興推進部運輸政策課長	一般文書
部長印	高 知 県 〇 〇 部 長 印	〃	〃	総務部財政課長 危機管理部危機管理課長 健康政策部健康長寿	〃

社企画課長
文化環境企画課長
商工政策課長
観光振興課長
農政企画課長
森林政策課長
海洋政策課長
産業技術振興課長
建設管理課長

政策課長
 地域福祉部地域福祉政策課長
 文化生活部資源・エネルギー課長
 産業振興推進部計画推進課長
 商工労働部商工政策課長
 観光振興部観光政策課長
 農業振興部農政企画課長
 林業振興・環境部林業環境政策課長
 水産振興部水産政策課長
 土木部建設管理課長

に改め、同表会計管理局長印の項中「方21」を「〃」に、「会計企画課長」を「会計管理局会計企画課長」に改め、同表課長

印の項中「方21」を「〃」に改め、同表管財課印の項中「管財課長」を「総務部管財課長」に改め、同表県立大学総合情報センター印の項及び県立大学総合情報センター長印の項中「方21」を「〃」に改める。

(高知県法制審議会規程の一部改正)

第 3 条 高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号から第10号までを次のように改める。

- (1) 危機管理部長
- (2) 健康政策部長
- (3) 地域福祉部長
- (4) 文化生活部長
- (5) 産業振興推進部長
- (6) 商工労働部長
- (7) 観光振興部長
- (8) 農業振興部長
- (9) 林業振興・環境部長
- (10) 水産振興部長

第 4 条第 1 項中「総務部法務課長、行政管理課長及び財政課長並びに政策企画部市町村振興課長」を「総務部政策企画課長、法務課長、行政管理課長、財政課長及び市町村振興課長」に改める。

(高知県処務規程の一部改正)

第 4 条 高知県処務規程(平成 8 年 3 月高知県訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第22条中「高知県環境研究センター所長、高知県栽培漁業センター所長、高知県工業技術センター所長、高知県立紙産業技術センター所長、高知県農業技術センター所長、高知県農業技術センター果樹試験場長、高知県農業技術センター茶業試験場長、高知県畜産試験場長、高知県立森林技術センター所長、高知県海洋深層水研究所長」を「高知県工業技術センター所長、高知県立紙産業技術センター所長、高知県海洋深層水研究所長、高知県農業技術センター所長、高知県農業技術センター果樹試験場長、高知県農業技術センター茶業試験場長、高知県畜産試験場長、高知県立森林技術センター所長、高知県環境研究センター所長」に改める。

(高知県表彰審査会規程の一部改正)

第 5 条 高知県表彰審査会規程(昭和31年10月高知県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「各部長」を「理事(会長が指名する者に限る。)及び各部長」に改める。

第 7 条第 2 項中「総務部総務企画課長」を「総務部人事課長」に改め、同条第 3 項中「総務部総務企画課」を「総務部人事課」に改める。

(高知県職員表彰規程の一部改正)

第 6 条 高知県職員表彰規程(昭和37年 9 月高知県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を削る。

(麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程の一部改正)

第 7 条 麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程(昭和30年 2 月高知県訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「けん銃」を「けん銃」に改める。

令達先を次のように改める。

健康政策部医療業務課

本則中「けん銃」を「けん銃」に改める。

第 1 条中「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範(昭和37年 5 月国家公安委員会規則第 7 号)」を「警察官等けん銃使用および取扱い規範(昭和37年 5 月国家公安委員会規則第 7 号)」に改める。

(麻薬取締員証規程の一部改正)

第 8 条 麻薬取締員証規程(平成15年 9 月高知県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康政策部医療業務課

(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第 9 条 高知県障害者施策推進本部設置規程(昭和57年 4 月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「健康福祉部長」を「地域福祉部長」に改める。

第 5 条第 2 項中「健康福祉部障害保健福祉課長」を「地域福祉部障害保健福祉課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

本 部 員	総務部長 危機管理部長 健康政策部長 地域福祉部長 文化生活部長 産業振興推進部長 商工労働部長 観光振興部長 農業振興部長 林業振興・環境部長 水産振興部長 土木部長 会計管理局長 教育長 警察本部長 公営企業局長
-------------	---

幹 事

知事部局
 総務部政策企画課長
 総務部広報広聴課長
 総務部人事課長
 総務部税務課長
 総務部市町村振興課長
 危機管理部危機管理課長
 危機管理部地震・防災課長
 危機管理部消防政策課長
 健康政策部健康長寿政策課長
 健康政策部医療業務課長
 健康政策部国保指導課長
 健康政策部健康づくり課長
 地域福祉部地域福祉政策課長
 地域福祉部高齢者福祉課長
 地域福祉部障害保健福祉課長
 地域福祉部児童家庭課長
 地域福祉部福祉指導課長
 文化生活部文化・国際課長
 文化生活部県民生活・男女共同参画課長
 文化生活部私学・大学支援課長
 文化生活部人権課長
 文化生活部情報政策課長
 産業振興推進部公共交通課長
 商工労働部経営支援課長
 商工労働部雇用労働政策課長
 観光振興部観光政策課長
 農業振興部農政企画課長
 林業振興・環境部林業環境政策課長
 水産振興部水産政策課長
 土木部道路課長
 土木部都市計画課長
 土木部公園下水道課長
 土木部住宅課長
 土木部建築指導課長
 会計管理局会計企画課長
 教育委員会事務局
 教育政策課長
 幼保支援課長
 小中学校課長
 高等学校課長
 特別支援教育課長
 生涯学習課長
 スポーツ健康教育課長

人権教育課長
 警察本部
 交通部交通規制課長
 公営企業局
 総務課長
 県立病院課長

(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)
第10条 高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「文化環境部長」を「文化生活部長」に改める。

第5条第3項中「文化環境部副部長のうち文化環境部長」を「文化生活部副部長のうち文化生活部長」に、「文化環境部県民生活・男女共同参画課長」を「文化生活部県民生活・男女共同参画課長」に改める。

第7条第2項中「文化環境部県民生活・男女共同参画企画課長」を「文化生活部県民生活・男女共同参画企画課長」に改める。

別表第1中「文化環境部長」及び「政策企画部長」を削り、「健康福祉部長」

を
 「健康政策部長
 理事(医療センター担当)
 地域福祉部長
 文化生活部長
 産業振興推進部長
 理事(交通運輸政策担当)」
 に、「観光部長」を「観光振興部長」に、「森林部長
 海洋部長
 産業技術部長」

を
 「林業振興・環境部長
 水産振興部長」
 に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

知事部局
 総務部政策企画課長
 総務部財政課企画監(執行管理担当)
 危機管理部危機管理課長
 健康政策部健康長寿政策課長
 地域福祉部地域福祉政策課長

文化生活部資源・エネルギー課長
 産業振興推進部計画推進課長
 産業振興推進部運輸政策課長
 商工労働部商工政策課長
 観光振興部観光政策課長
 農業振興部農政企画課長
 林業振興・環境部林業環境政策課長
 水産振興部水産政策課長
 土木部土木企画課長
 会計管理局会計企画課長

教育委員会
 教育政策課長
 警察本部
 警務部企画課長
 公営企業局
 総務課長

(高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正)
第11条 高知県県民生活対策協議会設置規程(昭和56年4月高知県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「文化環境部長」を「文化生活部長」に改める。

第9条中「文化環境部県民生活・男女共同参画課」を「文化生活部県民生活・男女共同参画課」に改める。

別表第1中
 「政策企画部長
 健康福祉部長」
 を
 「健康政策部長」
 に、
 「森林部長
 海洋部長」

を
 「林業振興・環境部長
 水産振興部長」
 に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

知事部局
 総務部政策企画課長
 総務部広報広聴課長
 総務部行政管理課長
 総務部市町村振興課長
 総務部統計課長

総務部管財課長
 危機管理部危機管理課長
 健康政策部健康長寿政策課長
 健康政策部医療薬務課長
 健康政策部食品・衛生課長
 文化生活部県民生活・男女共同参画課長
 産業振興推進部公共交通課長
 商工労働部商工政策課長
 商工労働部経営支援課長
 観光振興部観光政策課長
 農業振興部農政企画課長
 農業振興部環境農業推進課長
 農業振興部流通支援課長
 農業振興部畜産振興課長
 林業振興・環境部木材産業課長
 水産振興部水産政策課長
 水産振興部合併・流通支援課長
 土木部土木企画課長
 土木部道路課長
 土木部住宅課長
 土木部港湾課長
 公営企業局
 総務課長
 県立病院課長
 教育委員会
 教育政策課長
 生涯学習課長
 警察本部
 警務部会計課長
 生活安全部生活環境課長

(高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部改正)

第12条 高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程(昭和38年11月高知県訓令第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「政策企画部鳥獣対策課長」を「文化生活部鳥獣対策課長」に改める。

(高知電子計算機運営規程の一部改正)

第13条 高知電子計算機運営規程(平成6年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「政策企画部情報政策課」を「文化生活部情報政策課」に改める。

第4条第1項中「政策企画部情報政策課長」を「文化生活部情報政策課長」に改める。

第18条中「政策企画部長」を「文化生活部長」に改める。

第19条中「この規程に定めるもののほか、」を削り、「政策

企画部長」を「文化生活部長」に改める。

(高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部改正)

第14条 高知県基幹ネットワーク運営管理規程(平成15年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第17条中「この規程に定めるもののほか、」を削り、「政策企画部長」を「文化生活部長」に改める。

(高知県漁業取締船船員服務規程の一部改正)

第15条 高知県漁業取締船船員服務規程(平成15年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

水産振興部漁業管理課

第2条第1項中「海洋部漁業管理課長」を「水産振興部漁業管理課長」に改める。

第6条第1項中「海洋部漁業管理課」を「水産振興部漁業管理課」に改める。

(高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部改正)

第16条 高知県漁業協同組合併促進本部設置規程(昭和47年5月高知県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

水産振興部

水産振興部出先機関

第4条第1項中「海洋部長」を「水産振興部長」に改め、同条第2項中「海洋部副部长」を「水産振興部副部长」に改める。

第6条第3項中「海洋部海洋政策課長」を「水産振興部合併・流通支援課長」に改め、同条第4項中「海洋部海洋政策課県一漁協支援チームチーフ」を「水産振興部合併・流通支援課チーフ(県一漁協推進担当)」に改め、同条第5項中「海洋部海洋政策課」を「水産振興部合併・流通支援課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

部員	水産振興部水産政策課長 水産振興部漁業振興課長 水産振興部合併・流通支援課長 水産振興部漁港漁場課長 水産振興部水産政策課課長補佐 水産振興部漁業振興課課長補佐 水産振興部合併・流通支援課課長補佐 水産振興部漁港漁場課課長補佐
幹事	水産振興部水産政策課チーフ(総務・金融担当) 水産振興部水産政策課チーフ(漁協検査指導担当) 水産振興部漁業管理課チーフ(調整担当) 水産振興部漁業管理課チーフ(保安漁船担当)

水産振興部漁業振興課チーフ(資源・生産担当)

水産振興部漁業振興課チーフ(構造改善担当)

合併・流通支援課チーフ(県一漁協推進担当)

合併・流通支援課チーフ(流通・加工担当)

水産振興部漁港漁場課チーフ(計画担当)

水産振興部漁港漁場課チーフ(整備担当)

(高知県建設工事指名業者選定審査会規程の一部改正)

第17条 高知県建設工事指名業者選定審査会規程(昭和41年3月高知県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「森林部長、海洋部長」を「林業振興・環境部長、水産振興部長」に改める。

(高知県建設工事検査規程の一部改正)

第18条 高知県建設工事検査規程(昭和42年1月高知県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「建設検査長」を「土木部建設検査長」に改め、同項第2号及び第3号中「建設検査課長」を「土木部建設検査課長」に改める。

第6条の2中「森林部及び海洋部」を「林業振興・環境部及び水産振興部」に、「建設検査長」を「土木部建設検査長」に、「建設検査課長」を「土木部建設検査課長」に改める。

(高知県土木設計等委託業務検査規程の一部改正)

第19条 高知県土木設計等委託業務検査規程(平成13年4月高知県訓令第14号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「建設検査長」を「土木部建設検査長」に改め、同項第2号中「建設検査課長」を「土木部建設検査課長」に改める。

第6条の2中「森林部及び海洋部」を「林業振興・環境部及び水産振興部」に、「建設検査長」を「土木部建設検査長」に、「建設検査課長」を「土木部建設検査課長」に改める。

(高知県公共補償等審査会規程の一部改正)

第20条 高知県公共補償等審査会規程(昭和51年12月高知県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「政策企画部長、健康福祉部長、文化環境部長」を「健康政策部長、文化生活部長」に、「森林部長、海洋部長」を「林業振興・環境部長、水産振興部長」に改め、同条第5項中「政策企画部企画調整課長、文化環境部環境対策課長」を「文化生活部資源・エネルギー課長」に、「森林部森林政策課長、海洋部海洋政策課長」を「林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長」に改める。

(桐見ダム操作規程の一部改正)

第21条 桐見ダム操作規程(平成13年4月高知県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土 木 部

中央西土木事務所
中央西土木事務所越知事務所

第 3 条第 2 項中「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長」を「中央西土木事務所越知事務所長」に改める。

第 12 条第 1 項中「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所（以下この項において「管理事務所」という。）」を「ダムの警報所」に、「管理事務所以外」を「ダム以外」に改める。

別表第 1 中

中央西土木事務所越知事務所	行政無線電話又は一般回線電話
---------------	----------------

を削る。

別表第 2 中「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所」を「桐見ダム警報局」に改める。

（坂本ダム操作規程の一部改正）

第 22 条 坂本ダム操作規程（平成 13 年 4 月高知県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

幡多土木事務所宿毛事務所	防災行政無線電話又は一般回線電話
--------------	------------------

を削る。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。